アクト、コントラザクトアル

Acte contradictoire.

對審ノ書面

〔本義〕「アクト」ハ「證書」ナリ（アノ部二七）

〔釋解〕雙方ノ面前ニ於テ雙方ノ言フ所ヲ聽テ作リタル書付ヲイフ

コントレント

Contrainte.

強迫

〔本義〕「コントレンドル」トイフ働詞ノ過去分詞ノ變シタル名詞ニテ「コントレンドル」ハ羅甸ノ「コンストランゼレ」ヨリ出ツ「コンストランゼレ」ハ「コム」ト「ストランゼレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ストランゼレ」ハ「紐ヲ以テ縛ル」ノ義「コントレンドル」ハ「強ユル」「押シ付

ル」ノ義

〔釋解〕人ヲシテ強ヒテ或ル事柄ヲ爲サシメントスル總テノ所爲ヲイフ凡テ「エキゼキッシオン」（執行ナリエノ部三四）ノ所爲ハ即チ「コントレント」ナリ○リトレ或ル事物ニ就キ或ル人ヲ強ユル裁判上ノ所爲ヲイフ

コントレント、パル、コル

Contrainte par corps.

身體強迫

〔本義〕「パル」ハ「由テ」ノ義「コル」ハ「身體」ナリ

〔釋解〕人權者ノ願ニ由テ負債者ノ身體ヲ拘留スル強迫ノ執行ヲイフ○リトレ人權者ヨリ負債者ヲシテ強ヒテ義務ヲ行ハシムル爲メ負債者ノ自由ヲ剝奪スル強迫ノ處置ヲイフ

〔参照〕第一、民事ハ(民)二〇五九以下、(訴)一二六、一二七、執行ハ(訴)七八〇以下、第二、商事ニテ分散ハ(商)四五五、為換手形ハ(商)六三七、第三、刑事ニテ保證人ハ(治)一二四、證據ノ法律ハ千八百三十二年四月十七日、千八百四十八年十月十三日ノ法律

コントラ Contrat.

契約

〔本義〕羅甸ノ「コントラエレ」ヨリ出ツ「コントラエレ」ハ「コム」ト「トラエレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「トラエレ」ハ「引ク」ノ義即チ「コントラエレ」ニテ「互ニ引キ寄セラレル」ノ意又「結ヒ合フ」「縛リ合ハス」ノ意

〔釋解〕爲シ或ハ爲サヽルコトヲ約スル凡テノ「コンヴァンシオン」ト「オブリガシオン」(合意ナリ次ニ見ユ)ナイフ又別段ニ其結成シタル約束ノ「プルーヴ、リテラル」(證書ナリペノ部五一)ナイフ又「コントラ」ヲ分テバ「コン」(義務ナリオノ部一)ト

〔参照〕契約及ヒ合意ノ種類ハ(民)一一〇一以下、必要ノ條件ハ(民)一一〇八、義務ノ効力ハ(民)一一三四以下、

コンヴァンシオン Convention.

合意

〔本義〕羅甸ノ「コンヴェニレ」ヨリ出ツ「コンヴェニレ」ハ「コム」ト「ヴェニレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ヴェニレ」ハ「來ル」ノ義即チ「コンヴェニレ」ハ「二ツノモノヽ一ノ場所ヘ集合スル」ノ意

〔釋解〕「コンウァンシオン」ハ雙方ノ間ニ法律上ノ結束ヲ生シ「コントラ」ハ其約束ヲ完全シ又其證據ト爲リテ約束ノ執行ヲ慥ニスルモノニテ則「オブリガシオン」ハ「コンウァンシオン」又「コントラ」ノ結果ナリ○ムーロン「コントラ」ハ「コンウァンシオン」中ノ一種ナリ故ニ「コントラ」ノ何モノタルヲ知ラント要セハ先ツ「コンウァンシオン」ノ何モノタルヲ知ラサルヘカラス「コンウァンシオン」トハ法律上ノ效ヲ生セシムル爲メニ雙方ノ意思相ヒ合スルノ謂ヒナリ其法律上ノ效トハ未タ有ラサルノ義務ヲ成立シ既ニ有ルノ義務ヲ消滅シ所有權ヲ移轉スルヿヲイフ然レハ何ノ時ニ於テ「コンウァンシオン」ハ「コントラ」ノ名ヲ生スルヤ曰ク民法千百一條ニイヘルカ如ク

一個若クハ數個ノ義務ヲ生スル「コンウァンシオン」ヲ「コントラ」トス今二語ノ用方ヲ委當ナラシメンニハ唯義務ノミヲ生シ又ハ義務ヲ生シ併セテ所有權ヲ移ストキノ「コンウァンシオン」ハ之ヲ「コントラ」トイヒ義務ヲ消滅シ又ハ變換スルトキハ之ヲ「コンウァンシオン」トイフヘシ然ルニ民法千百一條ニ於テハ「コントラ」ハ「コンウァンシオン」ノ一種タルノ意ヲ明ニ區別シ又他條ニ於テ其區別ヲ紊ル即チ第千百一條ニテハ「コントラ」ヲ呼ンテ「コンウァンシオン」トイヒ又時トシテハ「コンウァンシオン」トイフヘキモノヲ「コントラ」ト呼ヘリ又其濫用ノ甚シキニ至リテハ「オブリガシオン」ト共之ヲ生セシメタルヿヲ「コントラ」ト混淆シ又「コントラ」ト共「コントラ」ヲ證明

スル書付トヲ混淆スルヿ數ゝ之レ有ルナリ

コントラヴァンシオン

違警罪

〔本義〕羅何ノ「コントラウニレ」ヨリ出ツ「コントラウニレ」ハ「コントラ」ト「ウニレ」ト合成シタルモノニテ「コントラ」ハ「反對シテ」ノ義「ウニレ」ハ「來ル」ノ義「コントラウニレ」ハ即ヤ「行クヘキ道ヲ反シテ行ク」ノ意ナリ

〔釋解〕違警罪裁判所ノ「ルゝル」(區域ナリエルノ部四二)中ニ入ルノ罪科ノ名ナリ

〔參照〕違警罪ノ解ハ(刑)一、其證明ハ(治)三、其裁判官ハ(治)一三八以下、一六一、一六六、其刑ハ(刑)四六四以下、

コントルバンド

Contrebande.

越關漏稅

〔本義〕伊太利ノ「コントラバンド」ヨリ出ツ「コントラバンド」ハ「コントラ」ト「バンド」ト合成シタルモノニテ「コントラ」ハ反對シテ」ノ義「バンド」ハ「廣告」「命令」又「法律」ナリ

〔釋解〕稅關ヲ詐リテ爲シタル商品ノ賣買及ヒ運輸ヲイフ○パッシャレ此語ハ輸出入ヲ禁シタル商品ヲ詐取ヲ以テ竊ニ輸出入シ又稅ヲ拂フヘキ物品ヲ稅ヲ拂ハスシテ竊ニ輸出入スルヲイフ又國內ニテ關稅拂濟免許及ヒ運送免許證ナキハ運輸スルヲ得サル商品ヲ共免許ナクシテ運輸スルヲイフ○リトレ此語廣ク之ヲ用ヰルトキハ國禁ノ物品ヲ商賣スルヲイフニ又特別ノ意味ニテハ關稅ヲ拂ハスシテ國禁ノ商品ヲ竊ニ國

内ニ輸入スルヿヲイフ

Contrefaçon.

コントルファソン

僞造

Contrefaction.

コントルファクシオン

贋造

〔本義〕「コントルファソン」ハ「コントル」ト「ファソン」ト合成シタルモノニテ「コントル」ハ反對シテ」ノ義「ファソン」ハ「爲ス」ノ義今トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「フェル」ハ「爲ス」ノ義「ファソン」ハ「爲スヿ」ノ義「コントルファクシオン」モ「コントルフェル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コントルフェル」ハ「コントル」ト「フェル」ト合成セシ語ナリ

〔釋解〕眞ノ所有者ノ損害トナルヘキ詐僞ヲ以テ其物ヲ

贋セルヿヲイフ「コントルファクシオン」ハ形ニ就テ贋セルヿニ限リテ用ヰル故ニ著述物ノ僞造ニ就キテハ「コントルファソン」トイヒ國璽ノ僞造ニ就キテハ「コントルファシオン」トイフ〇リトレ「コントルファソン」ハ文學藝術工藝上ノ製作ニ付キ其作者又ハ其發明者ヲ害シ僞造スルヿヲイフ即チ書籍、圖畫、製造品及ヒ製造品ノ極印ヲ僞造スル如キ是レナリ「コントルファクシオン」ハ人ヲ欺ク爲メニ通用證券金銀貨幣及ヒ政府ノ印形ヲ贋造スルヿナリ此二語共語尾一ハ「ファソン」トイヒ一ハ「ファシオン」トイヘ𪜈其本ハ異ナルヿナシ然ニ慣用ニテ一ハ唯文學藝術工藝ノ製作ニ就キテイヒ一ハ詐欺ヲ以テ爲シタル總テノ贋造ノ種類ニ就キテイフ

(參照)第一、證術又ハ文學ニ付テハ千七百九十三年七月十九日ノ法律、刑罰ハ(刑)四二五以下、第二、工業ニ付テハ千八百四十四年七月五日ノ法律、第三、國璽銀行手形、通用手形、印形、印紙ニ付テハ(治)五、六、(刑)一三九以下、

Contre lettre.

反證證書

(本義)「コントル」、「レトル」ハ「コントル」ト「レトル」ト合成シタルモノニテ「コントル」ハ「反對シテ」ノ義「レトル」ハ「書狀」ナリ今「コントルレトル」ハ即チ「初メノ書面ニ反スル書面」ナイフ

(釋解)證書面ニハ陽ハニ約束スルモ其實之ヲ成立セシメ之ヲ執行スルヲ欲セサルカ故ニ其約束ノ箇條ヲ

取消スカ爲メ別ニ爲リタル內密ノ證書ナイフ

(參照)契約ハ(民)一一六五、一三二一、夫婦財產契約ハ(民)一三九四以下、

Contribution.

コントリビュシオン

割付稅

(本義)「コントリビュエ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コントリビュエ」ハ羅甸ノ「コントリビュエレ」ヨリ出ツ「コントリビュエレ」ハ「コム」ト「トリビュエレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「トリビュエレ」ハ即チ「己レノ部分ヲ拂ヒ與フル」ノ意ナリ

(釋解)共ニ負フ所ノ義務又ハ共ニ得ル所ノ利益ヲ同圓

係者ノ間ニ分ツニ于イフ若シ負債ヲ辨濟スルニ負債主ノ財産不足スルトキハ之ヲ賣リ其價ヲ以テ書入ノ權又先取特權ヲ有セサル所ノ同一ナル名義ノ各債主ニ「コントリビッシオン」ニ依テ「ザストリビッシオン」(分與ナリデノ部五三)ヲ爲ス○パシッレ八民各自公ケノ費用ノ爲メニ負擔スル所ノ稅ナリ又和談或ハ裁判ニ依テ一人ノ財産ヲ其各債主ノ權利ニ比較シテ割付ルニナリ裁判ヲ以テ割付ヲ爲ス時ニ循フヘキ法式ハ訴訟法ニ記載セリ又其他「コントリビッシオン」ニ二ツノ用方アリ第一、一ノ相續ニ付キ之ヲ受ルモノ數人アリ各其受クヘキ高ニ比較シ相續中ニ在ル負債ヲ拂フ時其各自ノ拂フヘキ部分ヲイフ第二、一ノ船舶ノ所有者ト其荷主ト

共ニ受クヘキ「アヴァリ」(運輸損害ナリアノ部九七)ト爲ル損失ノ爲メニ拂フヘキ金高ヲ其所有者ト其荷主トノ間ニ割付ルヲイフ

(參照)民事ハ(民)二〇九三、(訴)六五六以下、入費表)九五以下、商事ハ(訴)五七九、未收穀物拿住ハ(訴)六三五、年金ハ(訴)六五五、商事ニ付キ分散ハ(商)五四八、五六五、船艦拿住ハ(商)二一四、

Contumace.

缺席　押丟末司(コンティユマズ)　牧模(キユーム)　嗚(クイウ)

(本義)羅甸ノ「コンテンナッマシア」ヨリ出ツ「コンテンナッマシア」ハ「コンテンナッマクス」ヨリ出ツ「コンテンナッマクス」ハ「コンテンナッメレ」ト合成シタルモノニテ「コンテンナッメレ」ハ前詞ナリ「テンナッメレ」ハ「傲慢ノ

増長スル」ノ義「コンサッマクス」ハ「傲慢ナル」ノ義「コンナッマシア」ハ「頑固ナル抵抗」又「不恭順」ノ義

〔釋解〕呼出狀ヲ受ケタル訴訟人ノ出席セサルコトヲイフ但シ此語ハ重罪ニ就テノミ用サルモノナリ○「按」民事又ハ懲治罪ニ就テハ「デフォー」トイフ(バシュレニ據ル)○ダローズ「アキッザシオン」(公訴ナリアノ部一九)ニ付セラレタル犯者ニシテ其指定ノ日限中ニ出席セサルモノヽ身分ヲイフ又一旦逮捕セラレ未タ裁判ヲ受ケサル前ニ破牢シタル人ノ身分ヲモイフ

〔參照〕起訴及ヒ刑ノ申渡ハ(治)二四四、四六五以下、六四一以下、准死ハ(民)二七ョリ三一迄、

Contumax.

コンチュマクス

缺席者

〔本義〕同上

〔釋解〕呼出狀ヲ受ケ出席セサル重罪ノ被告人ヲイフ缺席者タルノ言渡ヲ受クルト雖モ共刑ノ未タ時効ニ由テ消滅セサル內ハ之ヲ取消スコトヲ得

コンウァンシオン

Convention.

合意

〔本義〕本部八四「コントラ」ノ所ニ見ユ

〔釋解〕同上

〔參照〕同上

コンウェルシオン

Conversion.

變易

〔本義〕羅甸ノ「コンウェルテレ」ヨリ出ツ「コンウェルテレ」ハ「コムテレ」ト「ウェルテレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ウェルテレ」ハ「向キ換ユル」ノ義「コンウェルテレ」ハ即チ「一物ノ變シテ他物ト爲ル」ノ義

〔釋解〕總ベテノ變化ナリ例ヘハ裁判所ニ於テ賣却スル爲メ不動産ヲ拿住シタルトキ訴訟人ハ其賣却ヲ和談ノ賣却ニ「コンウェルシオン」セシメンコトヲ願フヲ得○リトレ所爲又ハ訴訟手續ノ變更ナリ例ヘハ通常ノ義務ヲ年金ニ變シ又ハ民事訴訟ヲ刑事訴訟ニ變スル等ノ如キ是ナリ

〔參照〕不動産拿住ハ(訴)七四三、

コンウォル

Convol.

再嫁

〔本義〕「コンウォレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「コンウォレ」ハ羅甸ノ「コンウォラレ」ヨリ出ツ「コンウォラレ」ハ「ウォテレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ウォテレ」ハ「盜ム」ノ義「コンウォラレ」ハ即チ「重テ盜ム」ノ意ナリ

〔釋解〕ダローズ女ノ再ヒ婚姻ヲ爲スコトヲイフ

〔參照〕夫婦ハ(民)一四七、二二八、裝料ハ(民)二〇六、法律上ノ收益ハ(民)三八六、後見ハ(民)三九五、三九六、三九九、四〇〇、初婚ニテ生レタル子ニ付テ夫婦間ニ生スル利益ハ(民)一〇九八、法律上夫婦財産共有ハ(民)一四九六、契約上夫婦財産共有ハ(民)一五二七、

コレクシオン

Correction.

儆戒

ド、ロア、ド、コレクシオン

Droit de correction.

儆戒ノ權

〔本義〕コレクシオンハ羅甸ノ「コリゼレ」ヨリ出ツ「コリゼレ」ハ「コ」ト「リゼレ」ト合成シタルモノニテ「コ」ハ前詞ナリ「リゼレ」ハ「導ク」又「支配スル」ノ義「コリゼレ」ハ即チ「悪キモノヲ善ニ遷ス」ノ義今「コレクシオン」トイヘハ「矯正シテ善ニ遷ラシムル」ヲイフ「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕「ドロア、ド、コレクシオン」ハ「ビルイサンス、パテルネル」(親ノ權ナリ)ノ部七二)中ノ一ニシテ父母ヨシテ十分ニ其幼子ヲ敎育セシムルカ爲メ法律ノ與ヘタル權ナリ父母ハ此權ニ由リ其子ノ行狀正シカラサルトキハ過チヲ改メ善ニ遷ラシメンカ爲メ若干ノ時間之レヲ監禁スルコトヲ得

〔參照〕親屬ノ權ハ(民)三七五ヨリ三八三迄、後見人ハ(民)四六八、刑事裁判官ハ(刑)六六、

コリュプシオン

Corruption.

汚穢

〔本義〕「コロンプル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コロンプル」ハ羅甸ノ「コロンペレ」ヨリ出ツ「コロンペレ」ハ「コム」ト「ロンペレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ロンペレ」ハ「毀壞スル」ノ義

〔釋解〕パシッレ行政司法ヲ論セズ有司屬吏ヲ問ハス共職

務上ニ於テ贈物ヲ受ケ其他ノ約束ヲ承諾シタル時ハ假令ヒ法ヲ枉ズト雖ドモ「コリプシオン」ノ罪アリトス此罪ノ成立センニハ左ノ條件具備スルヲ要ス、第一賄賂ヲ收受シ又ハ之レヲ聽許シタル者ノ身分官吏タラン、第二賄賂ヲ收受シ若シハ聽許シタルヿ、第三賄賂ヲ收受シ若クハ聽許シテ職務上ノ事ヲ爲シ若クハ爲サヽヽリシヿ○又贈遺其他ノ約束ヲ以テ官吏ヲ誘惑シ其職務上ノ事ヲ爲サシメ若クハ爲サシメサル者ノ罪ヲモ亦ヿ

〔參照〕(刑)一七七以下、

クール、ロワイアル

Cour royale.

王審院

クール、ダペル

Cour d'appel.

控訴院

〔本義〕「クール」ハ「王宮」ナリ轉メ裁判所ハ王又ハ侯伯ノ宮内ニ在リ故ニ古者大抵裁判所ヲ「クール」トイヘリ方今ハ上等ノ裁判所ニ限リ「クール」ト稱ス「ロワイアル」ハ「王ノ」ノ義「ド」ハ「ノ」ナリ「アペル」ハ控訴(アノ部六八)ナリ(ロ音)

「クール、ド、アペル」

〔釋解〕第二級ノ裁判所ニシテ初告裁判所又ハ商法裁判所ノ裁判ニ服セサルヿヲ得ル者ニ共控訴ヲ「デル、コエ、ルソル」(終審ル、ダペル」(控訴院)トイフ

〔參照〕第一諸規則ハ一千八百十年四月廿日ノ法律、第二

民事及ヒ商事管轄又判斷人ノ判斷ノ控訴ハ(訴)一〇一
〇、一〇二三、(商)五二、六三、初告裁判所ノ裁判控訴ハ(訴)四
四三以下、商法裁判所ノ裁判控訴ハ(商)六四五以下、第三
刑事管轄重罪取調局ハ(治)二一七以下重罪裁判所ハ(治)
二五一以下、輕罪裁判所ノ裁判控訴ハ(治)一九九以下、第
四民事裁判ノ上告ハ千七百九十年十二月一日ノ法律、
刑事ノ上告ハ(治)四一六以下、

Cout d'un acte.

クー、ド、アン、アクト

證書料

〔本義〕「クー」ハ「クーテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ
「クーテ」ハ羅甸ノ「コンスタレ」ヨリ出ツ「コンスタレ」ハ「コ
ム」ト「スタレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ス

タレ」ハ「止リ居ル」ノ義今「クーテ」ハ「假スル」ノ義ナリ「下」ハ
「ノ」ナリ「アン」ハ冠詞ナリ「アクト」ハ「證書」ナリ(アノ部二七)
(口音)「クー、ダン、アクト」
〔釋解〕證書ノ代價即チ證書ヲ得ル爲メニ拂フヘキ金高
ナリ
〔參照〕(訴)六七、

Loyaux couts.

ロアイヨー、クー

正當ノ入費

〔本義〕「ロアイヨー」ハ羅甸ノ「レガリス」ヨリ出ツ「レガリス」
ハ「レクス」若クハ「レギス」ヨリ出テシモノナラン「レクス」
「レギス」共ニ「法」ナリ「レガリス」ハ即チ「法ニ適スル」ノ義今
「ロアイヨー」ハ「法律ニテ要スル條件ヲ具ヘタル」ノ意、

〔釋解〕「按」公證人ノ謝金、書付ノ費用、登記ノ費用、所有權ノ轉移稅等ノ如キ正當ノ費用ナイフ（ムーロンヨ據ル）

〔參照〕書面料ハ（訴）六七、正當入費ハ（民）一六三〇、一六七

三ノ

Créancier.

クレアンシエ

人權者

Créanciers ordinaires.

クレアンシエ、オルヂネル

通常人權者

Créanciers chirographéres.

クレアンシエ、キログラフェル

手記證書人權者

Créanciers privilégiés.

クレアンシエ、プリウィレジエ

特權人權者

Créanciers hypothécaire.

クレアンシエ、イポテケル

書入質人權者

〔本義〕「クレアンシエ」ハ「クレアンス」ヨリ出ツ「クレアンス」ハ「人權ナリ「オルヂネル」ハ通常ノ義「キログラフェル」ハ「手記」ナリ（本部二四）「プリウィレジエ」ハ「特權ノ」ノ義（ペノ部五）「イポテケル」ハ「書入質ノ」ノ義（「アッノ部八「イポテケル」參看）

〔釋解〕「クレアンシエ」ハ人ニ係リテ行フ權利ヲ有スル人ナイフ「クレアンシエ、オルヂネル」ハ先取特權又ハ書入質ノ權ヲ有セサル通常ノ人權者ナリ「クレアンシエ、キログラフェル」ハ本部二四「キログラフェル」ノ處ニ見ユルアンシエ、プリウィレジエ」ハ他ノ人權者ニ先ナテ辨濟ヲ

受クヘキ權利ヲ有スル人ヲイフ例ヘハ甲ヨリ乙ニ不動産ヲ賣リ未タ共價ヲ受取サルニ乙又之レヲ丙ニ賣却スル時ハ共不動産ニ就キテノ先取特權ノ人權者ハ即チ甲ナルガ如キ是ナリ「クレアンシエ、イポテケル」ハ不動産書入ノ抵當ヲ有スル人權者ヲイフ

(參照)概則ハ(民)八八二、一一三四、一一四四、一一四五、一一六六、一一六七、二一〇九二、二一〇三、二一〇四、二一〇五、(訴)五五七、五五八、

Crédit.

クレヂ

信用

取分

(本義)羅甸ノ「クレデレ」ヨリ出ツ「クレデレ」ハ「恩フ」又「信スル」ノ義「クレヂ」ハ「信用」ナリ

(釋解)計算上ノ一部分ニシテ人權ニ屬スルモノ即チ計算ノ「アクチフ」(權利ニ屬スル部分ナリアノ部ニ八)ナリ

○リトレ「クレヂ」ニ數個ノ義アリ、第一我ヨリ他人ノ資力ノ上ニ置ク信用ナリ故ニ「クレヂ」ハ商賣ノ精神ナリトイヘリ、第二人權者ヨリ其負債者ニ與ヘタル期限ナリ例ヘハ「クレヂ」ニテ商品ヲ賣買スルトイフカ如キ場合ニ於テハ直チニ代價ヲ受取ラスシテ賣買スルコトナリ第三ハ銀行又ハ商人ノ家ニテ或ル他ノ人ノ使用ノ爲メニ備ヘタル金高ナリ、第四ハ計算簿ノ右傍ノ紙面ニテ其上ニ「アウオアル」(有スルノ意)ノ語ヲ題シ他ヨリ取ルヘキ金高及ヒ既ニ受取タル金高ヲ記スル處ヲイ

フ是レ「デビ」(デノ部三)ニ對スルモノナリ「デビ」モ亦計算ノ一部分ニテ他ニ供給シ他ニ排ヒクル物件金高ヲ記スル處ナイフ語ナリ、第五ハ相場所ニ於テ或ル手形ノ有スル信用ナリ例ヘハ某商會ノ手形ハ「クレヂ」ヲ得タリトイフガ如キ是ナリ

ウアント、ア、クレヂ。

Vente à crédit.

賃買

〔本義〕「ウアント」ハ「賣却」ナリ(ウェノ部五)「ア」ハ「ニ」ナリ

〔釋解〕リトレ賣主即時ニ物ノ價ヲ取ラスシテ賣却スルコトイフ

〔參照〕(刑)四〇五、

クリエ

Criée.

喊價

喊賣

〔本義〕「クリエ」トイフ働詞ノ過去分詞ノ變シクル名詞ニシテ「クリエ」ハ「呼フ」ノ義

〔釋解〕「アンセル」(拍賣ナリエノ部一五)ニ付スルコトナリ「ウァント、オー、クリエ」(ウァント」ハ賣却ナリウェノ部五「オー」ハ「ニ」ナリ)トイヘハ「アンセル」ニテ爲ス賣却ナリ○バシュレ「クリエ」ハ賣却ニ付シタル物品ノ「アシュゼカシオン」(競賣ナリアノ部三四)ノ方法ノ一ニシテ「アンセル」ヲ爲ストキ喊價人高聲ニテ價ヲ呼フコトイフ

クリム

重罪

Crime.

〔本義〕希臘ノ「クリマ」ヨリ出ツ「クリマ」ハ「クリチイン」ヨリ出ツ「クリチイン」ハ本ト「裁判スル」ノ義「クリマ」ハ「裁判」ノ義ナリ今「裁判セラレタル犯罪」ノ意ニ用ヰル

〔釋解〕「クール、ダシズ」(會議院ナリアノ部八五)ニ於テ裁判シ施設加辱ノ刑ヲ以テ罰スヘキ犯罪ナリ「クリム」ハ「デリ」(輕罪ナリデノ部二三)又ハ「コントラヴァンシオン」(違警罪ナリ本部八四)ニ對スル語ナリ

〔參照〕(刑)一、二、七五、二九五、三八九、(治)五以下、一六、八三、

一〇一 Criminalité.

クリミナリテ

罪狀

〔本義〕「キッルパビリテ」本部一〇四ノ處ニ見ユ

〔釋解〕同上

〔參照〕同上

一〇二 Croit des animaux.

クロアトル、デ、アニモー

獸子

〔本義〕「クロアトル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「クロアトル」ハ「培ス」ノ義「クロア」ハ「培殖」ナリ「デ」ハ「ノ」ナリ「アニモー」ハ羅甸ノ「アニマ」ヨリ出ツ「アニマ」ハ「生命」又「靈魂」ナリ今「アニモー」ハ活物ノ總稱トス

〔釋解〕新タニ生レタル畜類ノ子チ「クロア」トイフハ新タニ子ノ生ルヽハ即チ獸群ノ頭數チ培スモノナレハナリ

〔參照〕附箋ハ(民)五四七、土地家屋賃貸ハ(民)一七一一、畜類賃貸ハ本部二四「シャテル」ヲ見ルヘシ、收實權ハ(民)六一六、

Crue.

クリュ　評價外增價

〔本義〕「クロアトル」トイフ働詞ノ過去分詞ノ變シテ名詞ト爲リタルモノニテ「クロアトル」ハ「增ス」ノ義

〔釋解〕物品ノ評價ガ正價ヨリモ低價ナル時共評價ヲ更ニ增價スルヿナリ故ニ「クリュ」ナク評價スルトイヘハ直チニ正價ヲ定ムルヿナリ○ムートロン（相續篇第八百廿五條ノ附言）千五百六十六年二月顯理二世ノ命令ニ評價ヲ爲シタル動產ヲ賣却スルニ當リ共動產ノ價ガ評價ノ高ニ至ラサル時ハ評價人己レカ評價ノ高ヲ以テ其動產ヲ買ヒ取ルヘシト故ニ評價人ハ自ラ共動產ノ正價ヨリモ低ク評價スルノ弊ヲ生シクリ故ニ其弊ヲ

Culpabilité.

キュルパビリテ　罪本

〔本義〕羅甸ノ「キュルパビリス」ヨリ出ツ「キュルパビリス」ハ「罪有ル」ノ義

〔釋解〕「キュルパビリテ」ハ刑法ニ於テ罰スヘキ所爲ニテ即チ人ヲ害スルノ意アリテ惡事ヲ爲シクルニ因リ有罪ナリト訴ヘラレタル人ノ上ニ被ラシムルモノナリ○

〔按〕一ノ惡事ヲ爲シタルヿアランニ其所爲ハ固ヨリ刑

法ノ罰スル所タリ其悪事ヲ爲シタルノ人ハ必ス幾分カ其本部ヲ関キ義務ヲ行ハサルノ「フオート」(過失ナリ エフノ部四)アルナリ其「フオート」ハ即チ「キュパビリテ」ト爲ルナリ(オルトランニ據ル)○バシュレ所爲ノ性質ヲ形容スル「クリミナリテ」ニ對スル語ニシテ即チ犯者ニノミ就テ用ヰルモノナリ而メ「キュルパビリテ」ハ罪ヲ犯シタル人ノ意思上ニ在ルモノナリ故ニ罰スヘキ所爲アリト雖モ若シ喪心者又ハ幼者ニシテ惡意ナシ之ヲ爲シタルトキハ之カ爲メニ害ヲ被リタル者ハ民事上ノ損害ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘシト雖モ刑法上ニ於テハ之レヲ罰スヘキノ罪ナキナリ

Criminalité. クリミナリテ

罪狀

〔本義〕「クリム」(本部一〇〇)ニ同シ今「罪スヘキ」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕罰スヘキ所爲ナリト雖モ其所爲ニ就キテハ先ツ所爲ノ「クリミナリテ」ノ有無ヲ審察シ後チ犯人ノ「キュルパビリテ」ノ有無ヲ申述ルハ陪審官ノ務メナリ○「按」一ノ所爲アリ共所爲刑法ニ罰スル所ノモノクルキハ則チ此所爲ニハ「クリミナリテ」アリ故ニ「クリミナリテ」ハ罰スヘキ事柄ノ「カリテ」(身分ナリキュノ部一)ナリ(リトレニ據ル)

〔參照〕有罪ハ(治)三四二、三四七、三四八、三六二、

Cumule. キュミュル

集合

〔本書〕「キュミュレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「キュミュレ」ハ羅甸ノ「キュミュラレ」ヨリ出ツ「集メテ一ト爲ス」ノ義

〔釋解〕累サヌルコト又集ムルコトノ義ナリ普通ノ語ニテハ一人ニテ數多ノ職務ヲ集合シ又數多ノ給料ヲ收取スルヲイフ法律語ニ於テモ亦此「キュミュル」ノ語ヲ用サル民事ニ於テハ「ポセソアル」(「占有ノ」ナリ「ペ」ノ部二四)トノ「キュミュル」ヲ許サス即トアル」(根抵訴ナリ「ペ」ノ部三四)トノ「ペ・ヲヲ不動產ノ占有ヲ得テ一年以上利得ヲ收メ來リタル時其占有ヲ平穩ニ保タンコトスルノ訴ト同時ニ其不動產ノ所有權ヲ要求スルノ訴トヲ爲スヲ許サス又「オポ

シシオン」(故障ナリオノ部八)ト「アペル」(控訴ナリアノ部六八)トノ「キュミュル」ヲ許サス即チ闕席裁判ノ故障期限內ニハ其件ニ就キ控訴スルヲ得ス刑事ニ於テハ千七百九十一年以後刑ノ「キュミュル」ヲ爲サズ即チ數罪俱發スト雖モ數罪ノ刑ヲ悉ク併科セズ唯一ノ重キニ從テ論スルノミ然レドモ獵又ハ郵便稅則ニ於ル如キ特別法ニ係ル犯罪ニハ其犯罪ノ罰金ノ「キュミュル」ヲ爲シ數罪ノ罰金ヲ併科ス又「パタント」(營業稅ナリ)ニ就テハ一人ニシテ數箇ノ工業又ハ數箇ノ商賣ヲ營ムト雖モ其最モ重キモノニ就キ一ノ「パタント」ヲ拂フノミニテ其「キュミュル」ヲ爲スヲヲナシ

〔參照〕占有ト根抵訴トノ集合ハ(訴)二五、手形賣買世話役

ト商業世話役トノ職務ノ集合ハ(商)八一、九三六、

キュラテル
Curatelle.

管財

キュラツール
Curateur.

管財人

(本義)「キュラツール」ハ羅甸ノ「キュラレ」ヨリ出ツ「キュラレ」ハ「世話ヲ爲ス」ノ義「キュラテル」ハ即チ「世話ヲ爲ス人」ナイフ「キュラテル」ハ「キュラツール」ノ語尾ヲ變セシモノニテ「キュラツール」ノ「職務」ノ義ナリ

(釋解)「キュラツール」ハ自身ニテ財產又ハ其家政ヲ支配スルノ能力ヲ有セサル人ノ利益ノ爲メニ世話スル人ヲ「キュラツール」トイヒ其職務ヲ「キュラテル」トイフ故ニ其無

能力者ノ所爲ハ「キュラツール」ノ允許ヲ經ルニ非レハ效ナシ又時トシテ「キュラツール」ハ後見人ノ如ク無能力者ノ利益ノ爲メニ眞ノ「ルプレザンタシオン」(代理ナリエルノ部二七「ルプレザンタシオン」參看)ト爲ルコアリ

(參照)第一一般ノ管財人ニ付キ通知ハ(訴)八三ノ六項、勘解ハ(訴)四九、民事禁錮ハ(訴)一二六ノ二項、入費ハ(訴)一三二、假執行ハ(訴)一三五ノ六項、第二異種ノ管財人ニ付キ民事ニ於テ目錄相續ノ管財人ハ(訴)九九六、書入質ハ(民)二一七四、幼年者後見ヲ免ルル、事ハ(民)一七四、一七五、四八〇四八二、九三五、九四〇、(訴)九一〇、唖ノ事ハ(民)九三六、相續人不在ノ遺物相續ハ(民)八一一、八一二、毋後見ヲナスヲハ(民)三九六、刑事ニ付キ刑人ノ管財人ハ(刑)二九、三

○、准死ノ管財人ハ(民)二五、刑人ノ記錄ハ(治)四四七、

Date.

ダト
日附

Date certaine.

ダト、セルテヌ
確實ノ日附

(本義)羅甸ノ「ダタ」ヨリ出ッ「ダタ」ハ「定リタル事」ノ義「セルテヌ」ハ「確實ノ」ノ義

(釋解)箇ノ事ヲ爲シタル年月日時ノ指定ヲ日附トイフ凡ソ日附ハ公ケノ官吏ノ陳述ニ依ラサレハ確實ナラス然レドモ私書ニ付テハ其日附ハ獨リ官署ノ簿册ニ登記シ又ハ公書中ニ其事柄ヲ證明シタルニ依テ確實ナルノミナラス又其書中ニ連署シタル者ノ一人ノ死亡

ニ依テ確實ナリトス　如此ニシテ確定セル日附ヲ「ダ
ト」セルテ又」トイフ

（參照）書面ハ（民）一三一一確實ノ日附ハ（民）一三一一八、七
、〇五〇、四三一、七

Débat.

デバ
辯論

（本義）「デバトル」トイフ動詞ノ變シタル名詞ナリ「デバト
ル」ハ「デ」ト「バトル」ト合成シタルモノニテ「デ」ハ前詞ナリ
「バトル」ハ「戰キ合フ」ノ義

（釋解）訴訟ニ付キ總テノ對辯吟味ヲイフ

デバ、ド、コンテ
計算ノ辯論

Débats de compte.

（本義）「ド」ハ「ノ」ナリ「コント」ヘ「勘定」ナリ

（釋解）ダロー、ズ　計算ヲ爲スベキ者ト共相手方トノ間ニ
起リタル爭論ヲ「デバト」イフ計算者共差出シタルル計算
ノ正シキ所以ヲ證スル諸方法ヲ「スーテヌヤン」主張ノ
（讀）トイヒ共相手方ノ答ヘヲ「レポンス」トイフ右三語ハ
訴訟法第五百三十八條ニ見ユ

（參照）（訴）五二七以下、

デバ、クリミネル
刑事ノ辯論

Débats criminels.

（本義）「クリミネル」ハ「刑事ノ義

（釋解）ダロー、ズ　刑事吟味ノ一部ニシテ裁判官ノ前
テ雙方相對シ口上ニテ其趣意ヲ陳ヘ事理ヲ辯論スル

フヲイフ「デバ」ハ通常公ケニ之ヲ爲スト雖モ重罪裁判所ハ勿論違警罪裁判所ニテモ訟庭ヲ閉ヲテ密ニ之ヲ爲スヲ得

〔參照〕(治)二六九、二七〇、三三四、三三五、三五三、

Débet de compte.

送別對杜孔士 啞吐嘣

殘額

デビ、ド、コント

Débit de compte.

拂方

〔本義〕「デバ」ハ羅甸語ニテ佛ノ「ドゥヴァル」ニ同ク「義務ヲ負フ」ノ義「デビ」ハ其出處詳カナラス今慣用スル所ニテハ小賣ニスル事ヲイヒ又商法ノ語ニテハ計算帳ノ部分ニシテ他ニ拂ヒシ物ヲ記スル處ヲイフ「ド」ハ「ノ」ナリ「コ

ント」ハ「計算」ナリ

〔釋解〕「デバ、ド、コント」トハ「アクヲフ」(權利ニ屬スル部分ナリアノ部二八)ト「パシフ」(義務ニ屬スル部分ナリ一七)トヲ計算シタル後ヲ尚ホ拂フヘキ殘金ヲイフ「デビド、コント」ハ負債ヲ記スル處ノ部分ニシテ即ヲ勘定中ニテ己レノ義務ニ屬シタル處ノ部分ヲイフナリ○「接」商人ノ計算簿ノ左傍ノ紙面ニ「デビ、ド、コント」ヲ記スト即ヲ他人ニ供給シタル物件又ハ辨濟シタル金員ヲ此左面ニ記載スルヲ慣習トス

〔參照〕セノ部九八「シレヂ」ノ所ニ見ユ

Débiteur.

デビツール

義務者

デノ部

〔本義〕「デペ」ニ同シ

〔釋解〕總テ義務ヲ負フ人ヲイイフ此語ハ「クレアンシエ」(人權者ナリセノ部九七)ト對スルモノニテ義務ノ形情ノ異ナルニ從ヒテ義務者ノ形情モ異ニス故ニ「デビッター ル、プレンシパル」(主タル義務者)「デビッタール、ソリデール」(連帶義務者)「デビッタール、ペルソナル」(一己ノ義務者)「デビッタール、イポテケル」(書入質ノ義務者)等ノ語アリ

デブーテ

却下

Débouté.

〔本義〕「デ」ト「ブーテ」ト合成シタルモノニテ「デ」ハ「離ス」ノ意ヲ示ス前詞ナリ「ブーテ」ハ「置ク」ノ義「デブーテ」ハ即チ「外ニ置ク」ノ意

〔釋解〕棄却ナリ願人ノ願ヲ「デブーテ」シ又ハ故障人ノ故障ヲ「デブーテ」スルトハ其却下ヲ申渡スコトナイフ

〔參照〕故障ノ却下ハ(訴)二二、一六五、

デセプシオン

詐術

Déception.

〔本義〕羅甸ノ「デシペレ」ヨリ出ッ「デシペレ」ハ「デ」ト「シペレ」ト合成シタルモノニテ「デ」ハ「前詞」ナリ「シペレ」ハ「捕フル」ノ義

〔釋解〕「ドル」(詐欺ナリ本部五七)「フロード」(詭計ナリエファノ部二六)凡ソ人ヲ欺クタメニ設ケタル手段即チ見セカケノ所爲ヲ以テ他ヲ瞞着スルコトイフ

デシゾアル

Décisoire.

決斷ノ

〔本義〕「デシデ」トイフ働詞ノ變シタル形容詞ニテ其本羅
何ノ「デシデレ」ヨリ出ッ「デシデレ」ハ「切リ離ス」ノ義
〔釋解〕事ヲ決着スルヲイフ「セルマン、デシヅアル」(エス
ノ部一〇)ハ爭論ヲ決シ結局ヲ爲スタメノ語ナリ此語
ハ一方ノ者ヨリ其和手方ニ求ムルモノニテ和手方モ
亦之レニ翻反シテ彼ニ求ムルヲ得
〔參照〕語ハ(民)一三五七以下、

デクララシオン

Déclaration.

表告

〔本義〕「デクラレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ其本羅
何ノ「デクララレ」ヨリ出ッ「デクララレ」ハ「明カニスル」ノ

義

〔釋解〕ダローズ普通語ニテハ已レノ知リタル所ヲ陳述スルヲイフ法律語ニテハ
已レノ一定ノ方式ニ從ヒ事實又ハ已レノ意思ヲ陳述スルヲ
ヲイヒ又裁判上證書又ハ裁判外證書中ニ陳述シタル
事件ヲイフ千七百九十一年及ヒ千七百九十三年ノ建
國法ノ首ニ記載シタル若干ノ權利ノ宣布ヲ稱シテ「デ
クララシオン、デ、ドロア、ド、ロンム、エ、ザッ、シトウァイアン」(人
民ノ權利ノ「デクララシオン」ナリ)トイヒ又千八百四十
八年建國法章案ニモ「デクララシオン、デ、ドロア、エ、ド、ウ
アル」(權利職分ノ「デクララシオン」ノ語ヲ用ヰタリ然レト
モ此語ニ換フルニ「プレアンビュル」(凡例ノ意)ノ語ヲ用井

クリ又一ノ國民ヨリ他ノ國民ヘ嘱チ始ムルニチ知ラシムル爲メニ送ル書面ヲ「デクララシオン、ド、ゲル」(戰書)トイフ裁判所ニ於テ爲ス白狀モ亦「デクララシオン」ノ一ニシテ一方ノ者ノ「デクララシオン」又ハ其代訟人ノ「デクララシオン」ノ書面即チ白狀書ヲ求ムルヲ得然リト雖モ縱ヒ裁判官之レチ許スト モ白狀即チ「デクララシオン」ノ書面ハ過去ニ溯リテ效ヲ有スルチ得ス然レニ又雙方相互ニ「デクララシオン」チ爲ストキハ其「デクラランオン」ニ依リ裁判上ノ契約チ生スヘシ

Déclaration d' absence.

デクララシオン、ド、アブサンス

失踪ノ表告

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「アブサンス」ハ失踪ナリ(アノ部八)(口音)

「ド、アブサンス」ハ「ダブサンス」

〔釋解〕「按」裁判所ヨリ失踪シタルコチ確認シテ言渡スコナリ此「デクララシオン」ノ願ハ失踪者ノ死去ニ依テ其財産上ニ權利チ得ル者之レチ爲スコチ得其願ハ失踪者ノ住所ノ裁判所ニ之レチ爲スヘシ若シ其住所分明ナラサルトキハ其現住セシ處ノ裁判所ニ之レチ爲スヘシ「デクララシオン」ノ裁判ハ證人吟味チ命シテヨリ一年チ經サレハ之レチ爲スコトナシ○ハシツレ民法ニハ失踪者ノ相續ニ付キ數段チ設ケテ失踪者チ眞ニ死去セシモノト看做セリ其第一段チ「プレゾンプシオン、ダブサンス」(「プレゾンプシオン」ハ推測ナリ)ノ部四九)即チ失踪ノ推測ト爲ス失踪ノ推測ハ行衞知レサル時ヨ

リ起算シテ四年間ナリ此四年間ハ失踪者ヲ生存スルモノナリト推測スル總テ失踪者ニ對シテ訴訟スヘキ者ハ失踪者ノ住所ノ始審裁判所ニ出訴スヘシ此裁判所ハ失踪者ノ財産ノ管理人ヲ命スヘシ而シテ又法律上ノ所爲ニ付テハ公證人ヲシテ失踪者ノ代理ヲ爲サシム第二段四年ノ期ヲ過クルトキハ裁判所ニ於テ證人ヲ聆味ヲ爲シ以テ失踪ヲ證明シ尚ホ一年ヲ經テ後ヲ始メテ此「デクララシオン、ダブサンス」ヲ爲スヲ以テモ此「デクララシオン」ハ之レヲ司法卿ニ具申シ而シテ「モニツール、ユニウェルセル」(新聞名)中ニ之レヲ公告スヘシ失踪者家ヲ出ルトキ他ニ代理ヲ托シ其委任狀中ニ久シク家ヲ離レテ他ニ在ルヘキノ意ヲ見ハシ置キタルトキハ共家

ヲ出ル後ヲ十年ヲ經ルニ非ラサレハ「デクララシオン、ダブサンス」ヲ爲スヲ得ス此場合ニ於テハ法律ニテハ其死去ヲモ推測セス又其生存ヲモ推測スルコトナシ其死去若クハ生存ヲ證明スルハ訴訟人ニ在リトス第三段ハ「デクララシオン、ダブサンス」ヨリ以後ハ失踪者ノ相續人ハ假リニ其財産ヲ占有スルコトヲ得ヘク又失踪者遺囑ヲ爲シ置キタルトキハ其遺囑ヲ受ケタル者モ假リニ其遺囑財産ヲ占有スルコトヲ得ヘシ共相續人及ヒ遺囑ヲ受タル者ハ保證人ヲ立テサルヘカラス

Déclaration d' arrêt commun.

デクララシオン、ド、アレ、コマン

Déclaration de jugement commun.

デクララシオン、ド、ジュジュマン、コマン

共同審判ノ表告

デノ部

共同裁判ノ表告

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「アレ」ハ「判決」ナリ（アノ部七九）「ジッジッマン」ハ「裁判」ナリ（ジノ部六）「コマン」ハ「普通ノ」ノ義（口音）「ド、アレ」ハ「ダレ」

〔釋解〕甲ヨリ乙ニ係ルノ訴訟ニ付キ丙之レニ關係アリト雖モ丙ハ別ニ訴訟ヲ爲サンカ爲メ故ラニ此訴訟ニ加ハラサル時甲ハ其口實ヲ知ランカ爲メ丙ヲモ同訴訟中ニ挿入セシムルハ己レノ利益タルヘシ是レニ由リ丙ヲ呼出シテ本件ノ裁判若クハ審判ヲ丙ニモ通シテ「デクラレ」即チ表告セラレンコトヲ申立ツルヲ得此中立ハ凡ソ外人ニシテ關係アル者ニ對シテ之レヲ爲スヲ得

Déclaration de décès.

デクララシオン、ド、デセ

死去ノ表告

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「デセ」ハ「死去」ナリ

〔釋解〕死去ノ表告ニシテ此表告ハ二名ノ證人ヨリ民生證書官吏ニ之レヲ爲シ官吏ハ此ノ表告ニ依テ死去證書ヲ作ル此ノ證人タル者ハナルヘク死者ノ最近ノ親屬カ又ハ其鄰佑タルヘシ若シ死者其住所外ニ於テ死去シタル時ハ證人ハ其家人タルヘシ

Déclaration de dépens.

デクララシオン、ド、デパン

費用ノ表告

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「デパン」ハ「訴訟入費」ナリ（本部二九）

〔釋解〕リトレ入費ノ詳細ナル取調ナリ

Déclaration de dommages-intérêts. デクララシオン、ド、ドマジュ、エンテレ

償金ノ表告

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ドマジュ、エンテレ」ハ「償金」ノ義(本部六〇)

〔釋解〕「按」裁判ヨテ損害ノ償ヲ得ルノ權ヲ許シ與フト雖モ其裁判ニ償金ノ高ヲ定メサリシトキハ其要求者ヨリ何程ノ償金ヲ要求セントスルノ意ナルヤ其「デクララシオン」ヲ爲スヘク而メ被告人ニ代訟人アルトキハ此代證人ニ「デクララシオン」ヲ通知スヘシ若シ否ラサレハ使吏ノ「エクスプロア」即チ傳票ニテ之ヲ通知スヘシ(ポアタルニ據ル)

Déclaration d' hypothéque. デクララシオン、ド、イポテク

書入質ノ表告

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「イポテク」ハ「書入質」ナリ(アシッノ部八)(ロ音)「ド、イポテク」ハ「イポテク」

〔釋解〕「按」書入ニ爲シタル不動産ヲ占有スル外人時效ニ依テ之レヲ所得トセラレントスルキ之レヲ妨クルカ爲メニ爲スモノナリ(バシュレニ據ル)

Déclaration du jury. デクララシオン、ヂュリ

陪審ノ表告

〔本義〕「ヂュ」ト「リ」ナリ「ジュリ」ハ「陪審」ナリ(ジノ部九)

〔釋解〕バシュレ被告人ノ有罪タルヘキ事ニ付キ裁判官ヨリ陪審ニ附シタル問題ニ係ル陪審ノ答サイフ〇ダローズ此「デクララシオン」ヲ一ニ「ウェルヂク」トモイフ

Déclaration de naissance. デクララシオン、ド、子サンス

出生ノ表告出生届

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「テサンス」ハ「出生」ナリ（エヌノ部一）

〔釋解〕「接」出生シタル旨ヲ申述スルコトイフ○パシレ出生ノ申述ハ出生ヨリ三日内ニ父之ヲ爲スヘク若シ父ナキトキハ醫師又ハ産婆若クハ二名ノ證人之ヲ爲スヘシ此申述ハ出生ノ地ノ民生證書ノ官吏ニ之ヲ爲スヘシ又其官吏ハ直チニ其證書ヲ作テサルヘカラス若シ婦人其住所外ニ於テ産ヲ爲シタルトキハ其産ヲ爲シタル處ノ者「デクララシオン」ヲ爲スヘシ總テ三日ノ期限ヲ過クルコト於テハ民事裁判所ノ裁判ヲ經タル上ニ非サレハ「デクララシオン」ヲ領受セス又此期限内ニ「デクララシオン」ヲ爲サヽルコト於テハ六日ヨリ六ケ月

ニ至ルノ禁錮及ヒ十六「フラン」ヨリ三百「フラン」ニ至ルノ罰金ニ處セラルヘシ

〔參照〕失踪ハ（民）一一五以下、保言ハ（訴）五七一、處刑八ハ（治）三七七、死去ニ付テハ（民）七八、費用ハ（訴）一三三、陪審ハ（治）三四八、幼者ハ（治）七九、出生ハ（民）五五、

Déclinatoire.

迭克里納多哇兒　隊哪嘴

辭謝

〔本義〕「デクリテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞又形容詞ナリ其本羅個ノ「デクリナレ」ヨリ出ツ「デクリナレ」ハ「傾カシムル」又「一方ヘ遠カル」ノ義今法律語ニテハ「他ノ裁判所ヘ送付センコトヲ被告人ヨリ願フ」ノ意ニ慣用ス

〔釋解〕裁判所其管轄違ナルヲ以テ被告人其裁判權ヲ承

認セサルヲ以テ○ダローズ防禦方法ノ一ニシテ被告人ヨリ他ノ裁判所ヘ其裁判ヲ移サンコトヲ願フ所以ノモノナリ○パシュレ此回送ハ管轄違「コヲキシテ」附帯ナリ)又ハ「リナスパンダンス」訟並存ナリエルノ部一二)ノ事ニ原因シテ之ヲ願フヲ得ベシ人ニ係ル「デクリナトアル」ハ総テ他ノ防禦方法ノ前ニ之ヲ申立テサルヘカラス事ニ係カル「デクリナトアル」ハ訴訟中何レノ時ニテモ之ヲ申立ルヲ得ヘシ一個同一ニシテ「デクリナトアル」ト本按トニ付テ断定スルヲ得ルモノハ獨リ商法裁判ノミナリ「デクリナトアル」ニ付テ與ヘタル裁判ハ常ニ控訴ヲ爲シテ之ヲ攻撃スルヲ得ヘク又「デクリナトアル」ノ願ハ公ケノ安寧ノ爲メニスルモノナル

カ故ニ檢察官ニ之ヲ通達セサルヘカラス

(參照)(訴)一六八、

Déconfiture.

迭坤非杜兒(デコンフイチュル) 鈍缶嘲(ドンフイウ ヴッ)

破産

(本義)「デコンフィル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「デコンフィル」ハ「ド」ト「コンフィル」ト合成セシモノニテ「デ」ハ前詞ナリ「コンフィル」ハ「成就スル」ノ義

(釋解)貸主ヲ滿足セシムル能ハサル借主ノ形狀ナリ尤モ此語ハ民事ニ就テ用ユルモノニシテ商法ニハ之レヲ「ファイト」トイフエフノ部一「ファイト」幷ニヘノ部五「バンクルート」ヲ參觀スヘシ

(參照)保證ハ(民)二〇三二、共通ハ(民)一四四六、委任ハ(民)一

一般ニ總テノ義務ニ付變言ヲ爲スト雖モ即チ執行ヲ缺ク

契約ニ付テハ總テノ契約ノ成立サルル間ハ變言ヲ爲スヲ許スト雖モ完全ナル

契約ニ付テハ總テノ契約ノ成立サルル間ハ變言ヲ爲スヲ許スト雖モ共ニ

假令ヒ手付金ヲ渡スヘキ許諾ヲ爲スト雖モ其ニ

假令ヒ手付金ヲ渡スヘキ許諾ヲ爲スト雖モ其ニ付キ

假令ヒ手付金ヲ渡スヘキ許諾ヲ爲スト雖モ其ニ付キ變言ヲ

假令ヒ手付金ヲ渡スヘキ許諾ヲ爲スト雖モ其ニ付キ變言ヲ爲ス

假令ヒ手付金ヲ渡スヘキ許諾ヲ爲スト雖モ其ニ付キ變言ヲ爲スト

假令ヒ手付金ヲ渡スヘキ許諾ヲ爲スト雖モ其ニ付キ變言ヲ爲スト雖

假令ヒ手付金ヲ渡スヘキ許諾ヲ爲スト雖モ其ニ付キ變言ヲ爲スト雖モ

假令ヒ手付金ヲ渡スヘキ許諾ヲ爲スト雖モ其ニ付キ變言ヲ爲スト雖モ即

假令ヒ手付金ヲ渡スヘキ許諾ヲ爲スト雖モ其ニ付キ變言ヲ爲スト雖モ即チ

假令ヒ手付金ヲ渡スヘキ許諾ヲ爲スト雖モ其ニ付キ變言ヲ爲スト雖モ即チ執

假令ヒ手付金ヲ渡スヘキ許諾ヲ爲スト雖モ其ニ付キ變言ヲ爲スト雖モ即チ執行

假令ヒ手付金ヲ渡スヘキ許諾ヲ爲スト雖モ其ニ付キ變言ヲ爲スト雖モ即チ執行ヲ

假令ヒ手付金ヲ渡スヘキ許諾ヲ爲スト雖モ其ニ付キ變言ヲ爲スト雖モ即チ執行ヲ缺

假令ヒ手付金ヲ渡スヘキ許諾ヲ爲スト雖モ其ニ付キ變言ヲ爲スト雖モ即チ執行ヲ缺ク

（本義）「デヂル」ト云フ動詞ノ變シタル名詞ナリ「デ」ハ前詞ナリ「ヂル」ハ「言フ」ノ義

（釋解）既ニ明言シテ決着セシ事ニ付キ變言ヲ爲スト云フ

1 Dédit. デヂー 變言

三七六代理人（民）三〇〇三民事會社人（民）一八六五賣買人（民）一六一三

（本義）「デドマゼ」ト云フ動詞ノ變シタル名詞ナリ「デ」ハ前詞ナリ「ドマゼ」ト合成セシモノニテ「ドマゼ」ハ「害スル」ノ義

（釋解）リトレ 損害ノ償ヒナリ

1 i Dédommagement. デドマジヤマン 賠償

（本義）「デフヱイル」ト云フ動詞ノ變シタル名詞ナリ「デ」ハ前詞ナリ「フヱイル」ト合成シ「デ」ト「フヱイル」ト合成セシモノニテ「デ」ハ「デ」ト「フヱイル」トノ合成セシモノニテ「デ」ハ前詞ナリ「フヱイル」ハ「缺ク」ノ義

1 ii Défaut. デフヱー 缺席 缺欠

イル」ハ「缺ケル」ノ義

〔釋解〕物ノ缺ケテ不足スルコトナリ規則ニ從テ呼出スト キ裁判所ヘ不參シ缺席スルコトヲイフ此場合ノ裁判ハ 缺席人ノ不便トナリ出席人ノ便利タルヘシ但被告人 缺席スルトキ其原告人ノ終結ノ申立テヲ聆味スルハ 格別ナリ若シ原告人缺席スルトキハ原告人ハ必ス其 證據ヲ出スヘキ者ナルカ故ニ裁判官其願ニ付テハ被 告人ニ「コンゼ、デフォー」(次ニ見ユ)ヲ言渡スニ止ルヘクシ テ別ニ吟味ヲ爲スコトナシ雙方ノ者ヲ呼出シ其一方ハ 出席シ其一方ハ缺席スルトキハ裁判官ハ其缺席ヲ言 渡シ更ニ出席スヘキ旨ヲ命令スヘク而メ其缺席ヨリ 生スル便不便ハ本案ニ附加シテ之ヲ裁判スヘシ總テ

此種ノ裁判ヲ「ジュジュマン、ド、デフォー、プロフィ、ジョアン」トイフ

Congé-défaut.

コンゼ、デフォー

引去缺席

〔本義〕「コンゼ」ハ「引去」ノ意

〔釋解〕ダローズ缺席ニ二種アリテ其規則ヲ異ニス被告人ノ缺席ヲ稱シテ單ニ「デフォー」トイヒ原告人ノ缺席ヲ稱シテ「コンゼ、デフォー」トイフ何ントナレハ原告人ハ被告人ニ對シテ訴ヲ爲スト雖モ之ヲ主張スル爲メニ出席セサルカ故ニ其訴ヲ委棄シタルモノト看做サレ而メ其被告人ニ許ルシテ其訴ヘ「ラレタル事件ヨリ引キ離レ去ラシムルヲ以テ此缺席ノ效トスレハナリ○「接」

〔參照〕治安裁判所ノ裁判ハ(訴)一九以下、民事裁判所ノ裁判ハ(訴)一四九以下、計算ハ(訴)五、四二、執行ハ(訴)一二三、地面ノ取上ハ(民)二二一五、保證ハ(訴)一七九、訴訟再起ハ(訴)三四九ヨリ三五一迄、敬愼願書ハ(訴)四八〇、書付ノ審査ハ(訴)一九四、商法裁判所ノ裁判ハ(訴)四三四以下、(商)六四三、六四五、控訴院判決ハ(訴)四七〇、警視裁判所ノ裁判ハ(治)一四六、一四九以下、輕罪裁判所ノ裁判ハ(治)一八四、一八六以下、重罪裁判所ノ裁判ハ抗傳ノ處ニ見ユ、陪審ハ(治)三九六、三九七、喚徵狀ハ(治)九一、時效ハ(治)六四一、證人ハ(治)八〇、八一、三五四、三五五、

デファンドゥール

被告人

〔本義〕「デファニル」トイフ働詞ノ變シタル形容詞ナリ「デフィニチフ」羅甸ノ「デファンデレ」ヨリ出ツ「デファンデレ」ハ「デ」ト「ファンデレ」ト合成セシモノニテ「デ」ハ前詞ナリ「ファンデレ」ハ「推ス」又「激スル」ノ義又「他ノ挑唆ヲ拒ム」又「壓倒スル」ノ義

〔釋解〕裁判所ヘ呼出サレ辯解ヲナス人ヲイフ控訴院ニ於テハ之ヲ「エンサメ」トイフ(イノ部二七「エンサマシオン」ノ處ニ見ユ)○リトレ裁判所ノ願ニ敵シテ自テ防キ衛ル人ナリ此語ハ「ドマンヅール」ト相對シテ用サルモノナリ

デフィニチフ

確定ノ

〔本義〕「デフィニル」トイフ働詞ノ變シタル形容詞ナリ「デフィ

ヨル」ハ「デ」ト「フィニル」ト合成セシモノニテ「デ」ハ前詞ナリ「フィニル」ハ「終ル」ノ義

〔釋解〕「プロウィヴアル」ト相對スル語ニテ「ジュジュマン、プロウィヴアル」「ジュジュマン、デフィニチフ」(確定裁判ナリジノ部六)トイフカ如キ是ナリ○「按」「ジュジュマン、プロウィヴアル」(プロウィヴアル)ハ「暫時又假リ」ノ義)トハ主タル事件ヨリ離レタル事ニシテ至急ニ非處分ヲ要スル件ニ現地ニ就テ一時假リニ與ヘタル裁判ヲイフ喩ヘハ婦原告ト爲リ其夫ニ對シテ別居ヲ爲ス迄ノ間婦ノ衣服等ノ料ハ之ヲ夫ニ出サシムヘキコヲ婦ニ許スカ如キハ之ヲ許シタル裁判ハ即チ「ジュジュマン、プロウィヴアル」ナリ此裁判タル更ニ本按ニ關係スル所ナキモノナリ(ボアタルニ據ル)

〔參照〕治安裁判所控訴ハ(訴)三一、民事裁判所ノ裁判ハ(訴)四五一、四七三、

デグラデ

損破

Dégradation.

〔本義〕「デグラデ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅甸ノ「デグラダレ」ヨリ出ッ「デグラダレ」ハ「ド」ト「グラヂュス」ト合成セシモノニテ「ド」ハ前詞ナリ「グラヂュス」ハ「等級」ナリ「デグラダレ」ハ即チ「等級ヨリ離ル」ノ義ナリ

〔釋解〕一切ノ損害又ハ破壞ナリ

デグラダシオン、シウィク

剝奪公權

Dégradation civique.

〔本義〕「デグラダシオン」ト「シウィク」ト組合セシ熟語ニテ「シ

ヴィク」ハ羅甸ノ「シウィス」ヨリ出ツ「シウィス」ハ「國民」ナリ「シウィク」ハ即チ「國民ニ關スル」ノ意ナリ

〔釋解〕一ノ加辱ノ刑ナリ此刑ヲ受ケタルモノハ其公權民權親族權ヲ行フヲ得ス此刑ハ時トシテハ主刑トシテ言渡シ又附加刑トシテ言渡スコアリ

〔參照〕建物ノ損破ハ(刑)二五七、公權剝奪ハ(刑)八ノ二項、二八、三四ヨリ三六マデ、一六七、

Degré.

ドグレ

等級

〔本義〕羅甸ノ「グラヅス」ヨリ出ツ「グラヅス」ハ「梯子ノ級」ナリ

〔釋解〕物ノ順序ヲ計フルトキ彼ヨリ此ニ至ルノ間ニシテ其前ニ他ノ級アルヘク又其後ニモ他ノ級アルヘキモノナリ

Degré de juridiction.

ドグレ、ド、ジュリヂクシオン

裁判權ノ等級

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ジュリヂクシオン」ハ「裁判權」ナリ(ジノ部一〇)

〔釋解〕ダローズ始審又ハ終審ニテ裁判スルノ權ヲ定ムルタメニ設ケタル裁判權ノ等級ナリ

Degré de parenté.

ドグレ、ド、パランテ

親屬ノ等級

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「パランテ」ハ「親族ノ續合ヒ」ナリ

〔釋解〕親族中ニテハ各「ゼネラシオン」(生出ノ義ゼノ部八)

一八 Déguerpissement.

委棄 デゲルピスマン

〔参照〕親族ノ等級ハ民七三五以下、

以テ一ツノ等級トスノ〇ダローベ親族ノ繋キ合ヒヲ以テ結合セル多クノ人ヲ分別スル所ノ距離ヲ

〔本義〕「デゲルピル」ト云フ働詞ノ變シタル名詞ヨリ「デ」ノ前詞ヨリ「ルピル」ハ「デ」ト「ルピル」ト合成セシモノニテ「デ」ハ前詞ヨリ「ルピル」ハ

〔釋解〕物ノ「アバンドン」委棄ヨリアノ部一)ヲイフ

ヨリ「ゲルピル」ハ佛ノ古語ニテ「拋却スル」又「投ケル」ノ義ニ

タル其物ノ「アバンドン」委棄ヨリアノ部一)デレスマン'アプレ'アシヴランス

〔本義〕「アプレ」ハ「後ヨ」ヨリ「アシヴランス」ハ「保險」ヨリ(アノ部

一九 Délaissement.

委棄 デレスマン

タル外人共不動産上ニ在ルノ所ノ義務ヲ免カルヽ趣意ニテ爲シ之ヲ通カルヽヲ得ベシ

デレスマン」即チ「デレスマン」ハ不動産ノ「デゾルピスマン」

〔本義〕「デレセ」ヨリ「デ」ト「レセ」ト合成セシモノニテ「デ」ハ前詞ヨリ「レセ」ハ其

〔釋解〕物ノ上ニ在ル所ノ義務ヲ免カルヽ趣意ニテ爲シ之ヲ通カルヽノ義ニテ

Délaissement après assurance.

保險後ノ委棄 デレスマン'アプレ'アシヴランス

デノ部

Délaissement par hypothéque.

Délégation.

ン、ロガトアル」(請託ナリセノ部四四)ナリ
(參照)(民)一二七五ヨリ一二七七マテ、二二一二、

Délibéré.

デリベレ

會議

〔本義〕「デリベレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅甸ノ「デリベラレ」ヨリ出ツ「デリベラレ」ハ「衡カル」ノ義今衆議ヲ以テ事ヲ吟味スル」ノ意ニ慣用ス

〔釋解〕裁判所ニテ雙方ノ申述ヲ聞キ了ハリ其裁判ヲ申渡サントスルノ期ニ先チ共事件ヲ評議スルヲイフ」

(參照)(新)九三以下、

Délinquant.

デレンカン

犯罪者

Délit.

デリ

犯罪

〔本義〕「デレンカン」ニ同シ

輕罪

〔釋解〕輕罪裁判所ノ管理ニ歸スル所ノ刑スヘキ總テノ所行ヲイフ凡輕微ノ罪ニ屬スル事件ハ大略此語ニ包括ス○リトレ凡法ニ違フノ罪ハ皆「デリ」トイフ又懲治

〔本義〕「デレンケ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅甸ノ「デレンケレ」ヨリ出ツ「デレンケレ」ハ「欠缺スル」ノ義因テ「罪ヲ犯ス」ノ義トナス○ボアソナド氏云善道ヲ拋棄シテ邪道ヲ取ルノ意味ナリ

〔釋解〕輕罪ヲ犯シタル人ナリ

ノ刑ヲ以テ法ノ刑スル罪ナイフ又民法ニ於テハ他ヲ害スルノ意アリテ他ニ損害ヲ被ムラシムル所ノ不法ノ所爲ヲイイフ所謂「デリ、シヴィル」トハ此所爲ノコトナリ

〔參照〕(刑)一、三、四、民事ニ管シテハ(民)一三八二以下、幼者ハ(民)一三一〇、證據ハ(民)一三四八、和解ハ(民)二〇四

六、

ドムーエル

二四 Demeure.

居所

〔本義〕「ドムーレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ共本羅甸ノ「デモラリ」ヨリ出ツ「デモラリ」ハ「滯フル」又「或ル場所ニ止マル」ノ義

〔釋解〕「レシダンス」居所ナリ(ニルノ部三七)

ミズ、アン、ドムーエル

Mise en demeure.

遲滯ニ付スルフ

〔本義〕「ミズ」ハ「置ク」ノ義「アン」ハ「ニ」ナリ

〔釋解〕義務者ニ其義務ヲ執行セシフルヲ裁判所外ノ書面ヲ以テ通知シ催促スルコトイフ

ペリル、アン、ドムーエル

Péril en demeure.

遲滯ニ由レル危險

〔本義〕「ペリル」ハ「危殆」ナリ「アン」ハ「ニ」ナリ

〔釋解〕斯ニ品物ヲシテ共保存ノ手段ヲ爲サヽルニ至ルヘキトキハ即チ「ペリル、アン、デムール」アリトス○パシブル少シク遲延スルトキハ物件失亡シ又ハ壞敗スヘキ事ナイフ若シ此「ペリル、ア

ン、ドムール」アリト思量スルトキハ其危険ヲ預防スヘキ所置ヲ請フタメ裁判所ニ訴ヘサルヘカラス此場合ニ於テハ一般ニ呼出ヲ禁シタル事柄ナリトモ裁判所ハ呼出ヲ爲シ拿住又ハ保存ニ必用ナル所置ヲ命シ又ハ故障等ニ拘ラス闕席裁判ノ執行ヲ許スヲ得ヘキナリ

〔參照〕居處ハ「レジダンス」參看、付遲滯ハ(民)一一三九、遲滯危險ハ(訴)八〇六、

一一五 Démission de biens.

デミシオン、ド、ビアン

財産ノ遺留

〔本義〕羅甸ノ「デミシオ」ヨリ出ッ「デミシオ」ハ「戻ス」ノ義

〔釋解〕リトレ此語ハ佛ノ古昔ノ法律語ニシテ或ル義務又ハ條件ヲ設ケテ己レノ一切ノ推測相續人ヘ己レノ一切ノ財產ノ「アバンドン」(委棄ナリアノ部一)ヲ爲スコトナイフ

一一六 Déni de justice.

ドニ、ド、ジュスチス

推故不審理

〔本義〕「ドニ」ハ「ドニエ」トイフ動詞ノ變シタルモノニシテ其本羅甸ノ「デチガレ」ヨリ出ッ「デチガレ」ハ「背ンセサル」ノ義「ド」ハ「ノ」ナリ「ジュスチス」ハ「裁判所ノ意ナリシノ部一三)

〔釋解〕裁判官其職事ヲ行ヒ又ハ裁判ヲ與フルヲ拒ムヿナリ○ハ(シュレ)裁判官法律ノ不言瞹昧又ハ不備ヲ口實トシテ裁判スルヲ拒ミ又ハ願ヒニ答フルヿヲ拒ミ又ハ裁判セラルヘキ手續キニ至リタル裁判ヲ裁判スル

ヲ拒ムトキハ之ヲ「ドニ、ド、ジュスヲ、ス」トス千六百七十年ノ「オルドナンス」ニテ裁判スヘキ手續ニ至リタル事件ヲ裁判スルヲ急リ又ハ遲延スルトキハ自ラ其責ニ任セシメ訴訟費用及ヒ損害ヲ償ハシム又刑法第百八十五條ニテ二百「フラン」ヨリ五百「フラン」ニ至ルノ罰金ヲ科シ且五年ヨリ二十年ニ至ルノ間公ケノ職務ヲ行フヲ禁ス

〔參照〕(民)四、(訴)五〇五ヨリ五〇八迄、一八五、

Denier à dieu.

ドニエ、ア、ヂュー

手附金

〔本義〕羅何ノ「ドナリユス」ヨリ出ツ「ドニエ」ハ羅何ノ銀貨ノ名ニシテ其本十數ノ

義ニシテ十「アス」ノ位ニ當ルモノナイフ「アス」ハ銅貨ノ名「ア」ハ「ニ」ナリ「ヂュー」ハ「神」ナリ此語ノ出處ハ取引又ハ約束ニ付テ拂ハシムル一種ノ稅ニシテ之ヲ慈善ノ施行ニ用ユ

〔釋解〕約束ノ明據ヲ立ツルタメニ或ル約束或ル取引ニ於テ慣習ニテ用ユル所ノ手附金ナリ此出處ハ本義ニ陳フルコトク施物ニ始リシモノナリ○バシュレ現今ハ「ドニエ」ハ借家人ト所有者又ハ僕婢ト主人トノ間ニ於テ雙方ノ約束ヲ取極メタル時拂フ所ノ手附金ノ一種ナリ

Dépendances.

デパンダンス

附屬物

Dépens.

訴訟入費

デパン

（本義）羅甸ノ「デパンドレ」ヨリ出ッ「デパンドレ」ハ「ド」ト「パンドレ」ト合成セシモノニテ「ド」ハ前詞ナリ「パンドレ」ハ佛ノ「ペイエ」ト同ク拂フ」ノ義

（釋解）アンセンアル」（從ノ」ナリアノ部ニ（四）ト爲リタル物ヲイフノ」ノ義

「アンセンアル」（從ノ」ナリアノ部ニ（四）ト爲リタル物ヲイフ

羅甸ノ「デパンドル」ト「イフ」動詞ノ變シタル名詞ナリ共本キ」ト合成セシモノニテ「ド」ハ前詞ナリ「パンデレ」ハ「デ」ト「パンデレ」ヨリ出ッ「デパンドル」ト同ク拂フ」ノ義

（釋解）ロー ズ 他ノ物ニ掛連スル所ノ物即チ他ノ物ヲ拂フ」ノ義

ロー ズ 他ノ物ニ掛連スル所ノ物即チ他ノ物ヲ拂フ

Condamnation aux dépens.

訴訟入費ノ言渡

ヨンダナシオン、オー、デパン

（本義）「ヨンダナシオン」ハ「ヨンダテ」ト「イフ」動詞ノ變シタル名詞ナリ「ヨンダテ」ハ羅甸ノ「ヨンダナレ」ヨリ出ッ「ヨンダナシオン」ハ「罰スル」ノ義「オー」ハ「ニ」ナリ

（釋解）被告者ニ訴訟費用ヲ言ヒ渡スコトナリ

（本義）「デパンドル」トイフ動詞ノ變シタル名詞ナリ共本羅甸ノ「デパンデレ」ヨリ出ッ「デパンドル」ト「イフ」動詞ノ變シタル名詞ナリ「デ」ト「パンデレ」ハ「デ」ト「パンデレ」ヨリ出ッ「デパンドル」ト「イフ」動詞ノ變シタル名詞ナリ共本キ」ト合成セシモノニテ「ド」ハ前詞ナリ「パンデレ」ハ「デ」ト「パンデレ」ヨリ出ッ「デパンドル」ト「イフ」動詞ノ變シタル名詞ナリ

（釋解）訴訟ニ關スル必用ナル總テノ入費ヲ拂ハシムル所ノ人ノ生命ノ保存

Compensation de dépens.

訴訟入費ノ抵塡

（本義）「ド」ハ「ノ」ナリ「コンパンサンシオン」ハ抵塡ナリ（セノ部

五三）

（釋解）バンレ 時トシテハ裁判所ヨリ訴訟入費ヲ抵塡セ
ンムルコトアリ 即チ訴訟人雙方親族ノ續キ合ヒアルカ
又ハ訴訟人互ニ曲處アルニヨリ其費用ヲ爲シタルカ雙
方ノモノニ之ヲ負ハシムルコトアリ

（參照）入費言渡ハ（訴）一三〇ヨリ一三三ヘテ一三七、一〇
三一、清算ハ（訴）五四三、五四四、特權ヲ以テ拂ハシムルコ
ト（民）二一〇一ノ一項、二一〇四、二一〇五、

デポル

回避

（本義）羅何ノ「デポルタレ」ト合成セシモノニテ「ド」ハ前詞ナリ「ポルタレ」ハ「ド」ト「ポルタレ」ノ義即チ「デポルタレ」ハ「外ヘ出ス」ヲイフ

（釋解）裁判官非違ニ於テ嫌疑アルニ因リ自ラ裁判ヲ回避セントスルノ際逃ケ去リ又ハ自己ノ引受タル役目ヲ辭退スルノ事ヲイフ此語ハ「アブスタラズ」ト同義ニ用ユ

（參照）仲裁人ノ回避ハ（訴）一〇一二ノ一項、一〇一四、裁判官ノ自禁ハ（訴）三八〇、

デノ部

111 Déportation.

流刑 デポルタシオン

〔本義〕「デポル」ニ同ジ「デポルタシオン」ハ「此物ヲ彼所ニ移ス」ノ義ナリ

〔釋解〕施體加辱ノ刑ニシテ罪人ヲ北殖民地ニ移ス所ノ

〔參照〕刑ニノ三項、一七七、一七〇、一七一、

111 Dépôt.

付托 デポー

〔本義〕羅何ノ「デポチレ」ヨリ出ツ「デポチレ」ハ「ド」ト「ポチレ」ト合成セシモノニテ「ド」ハ「下ニ」又「土ニ」ノ義「ポチレ」ハ「置ク」ノ義「デポチレ」ハ即チ「下ニ置ク」ノ意ニテ今「他ノ物ヲ

委托スルノ意ニ慣用ス

〔釋解〕他人ノ物ヲ保護シテ

Dépôt volontaire.

義務ヲ負ヒテ物ヲ預カリ置クノ性質ノ儘之ヲ返却スベキ

隨意ノ付托 デポー、ヴォロンテール

〔本義「ヴォロンテール」ハ隨意ノ義

〔釋解〕バシレ 預カリ人ト雙方ノ承諾ヨリ

タル付託ヲイフ 預ケ人ハ隨意ニ

Dépôt nécessaire.

不得已付托 デポー、ヂセセール

〔本義「ヂセセール」ハ「必用ノ義又「止ムヲ得サルノ義

〔釋解〕バシレ 火難爭亂騷盜破船其他不意ノ變ニ因テ

止ムヲ得ス爲ス所ノ付托ナリ又旅客其所持品ヲ旅店ニ付托セルトキハ法律ニ於テ其付托ヲ「デポー」ト同視ス其付托本ト已ムヲ得サルノ情實ニ出シモノナルカ故ニ付托物ノ價ニ拘ハラス百五十「フラン」以上ノ物ニテモ證人ヲ以テ證據トスルヲ許ス

〔參照〕(民)一九一五、一九一六、其性質ハ(民)一九一七以下、隨意ノ付托ハ(民)一九二一以下、預人ノ義務ハ(民)一九二七以下、付托人ノ義務ハ(民)一九四七、一九四八、不得止ノ付托ハ(民)一九四九以下、失踪ハ(民)一二五、財產拋棄ハ(訴)九〇五、抵當ハ(民)一二九五ノ二項、民事禁錮ハ(民)二〇六〇ノ一項、四項、質ハ(民)二〇七九、時效ハ(民)二二三六、二二三九、證據ハ(民)一三四一、一三四八ノ二項、

デノ部

Désaveu.

不認 迭曬(デザヴー)

〔參照〕(訴)四五三、四五四、

Dernier ressort.

デルニエ、ルソル

終審

〔本義〕「デルニエ」ハ羅甸ノ「ドレトロ」ヨリ出ツ「ドレトロ」ハ「ド」ト「レトロ」ト合成セシモノニテ「ド」ハ「前詞」ナリ「レトロ」ハ「後ヤ」ノ義又「多數アルモノヽ最後ニ居ルモノ」ノ義「ルソル」ハ區域ナリ(エルノ部四二)

〔釋解〕裁判權ノ最終ノ等級ナリ「デルニエ、ルソル」ノ「デシジオン」(裁判ナリ)トイヘハ其「デシジオン」ニ對シテ控訴スヘキノ路ナキモノヲイフ

〔本義〕「デ」ト「アウー」ト合成セシモノニテ「デ」ハ「前詞」ナリ「アウー」ハ自認ナリ（アノ部一〇〇）

〔釋解〕一ノ事件ヲ自認セサル人ニ對シテ義務ノ生スルヤ非トシテ拒ムコトヲイフ例ヘハ代證人ニ對シテ「デザウー」ヲ爲ストイフガコトキ是ナリ○リトレ人ノ爲ヲ又ハ言ヒタル事ヲ共人ニ爲セト許サヽリシトキ申述フルコトヲイフ即チ代理人ニ付テノ「デザウー」代書人ニ付テノ「デザウー」トイフカコトキ是ナリ

Désaveu de paternité.

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「パテルニテ」ハ（父緣ナリヘノ部一八）

〔釋解〕夫ノ爲ス訴ニシテ共婦ノ生ミタル子ヲ己レノ子ニ非スト主張シテ婚姻ヨリ出ル嫡生タルヘキ推測ヲ打チ破ルヲ目的トスルコトヲイフ

〔參照〕代訟八ニ付テハ（訴）四九ノ七項、三五二以下、不認爲親ハ（民）三一二以下、

Descendants.

卑屬

〔本義〕「デサンドル」トイフ動詞ノ變シタル名詞ナリ共本羅甸ノ「デスサンデレ」ヨリ出ツ「デスサンデレ」ハ「デ」ト「スアンデレ」ト合成セシモノニテ「デ」ハ「反スルノ」意ヲ示ス語「スアンデレ」ハ「上ル」ノ義「デサンデレ」ハ即チ「下ル」ノ義ナリ

〔釋解〕血統ヲ同クシテ共宗系ヨリ下ル所ノ總テノ人ヲ

イフ即サ子ハ父ノ「デサンダン」孫ハ祖父ノ「デサンダン」トイフカコトキ是ナリ

（參照）相續ニ付テハ（民）七四五、

三六 Déshérence. デゼランス 無繼嗣

（本義）「デ」ト「エイル」ト合成セシモノニテ「デ」ハ前詞ナリ「エイル」ハ「繼嗣」ナリ

（釋解）相續人ノ無キヲイフ茲ニ之ヲ得ヘキ相續人ノナキトキハ其相續ヲ「シック セシオン、アン、デゼランス」（無繼嗣人相續）トイヒ政府ニテ其相續ヲ受ク

（參照）（民）三三、五三九、

三七 Désistement. デジスト 願下

（本義）「デジステ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅甸ノ「デジステレ」ヨリ出ツ「デジステレ」ハ「ド」ト「ジステレ」ト合成セシモノニテ「ド」ハ前詞ナリ「ジステレ」ハ「止メル」ノ義

（釋解）願ヒ或ハ其主張セシコトヲ明白ニ委棄スルコトヲ述ルヲイフ此「デジストマン」ハ必ス許サヽルヘカラス

（參照）民事ニ付テハ（訴）四〇二、四〇三、時效ハ（民）二二四六、二二四七、刑事ニ付テハ（治）四、姦通ハ（刑）三三六、

三八 Destination. デスチナシオン 用方

デノ部

〔本義〕「デスチネ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本縄何ノ「デスチナレ」ヨリ出ツ「デスチナレ」ハ「ド」ト「スチナレ」ト合成セシモノニテ「ド」ハ前詞ナリ「スチナレ」ハ「定メル」ノ義

〔釋解〕一定シタル目的ノアル品物ノ用方テイフ

Immeuble par destination.

用方ニ由レル不動産

〔本義〕「インムーブル」ハ、不動産ナリ(イノ部二)「パル」ハ「ニテ」ナリ

〔釋解〕リトレ其性質動産ナレトモ之チ不動産ノ用ニ充テ又ハ常ニ其動産チ不動産ニ附着セシムルニ因リ不動産ト見做ス所ノモノチイフ

Servitude par destination du père de famille.

セルウィチュード、パル、デスチナシオン、ザッペル、ド、フォミウ

先前ノ用方ニ由レル地役

〔本義〕「セルウィチュード」ハ地役ナリ(エスノ部一一)「パル」ハ「ニテ」ナリ「デゥ」ハ「ノ」ナリ「ペル」ハ「父」「ファミ」ハ親族ナリ(エフノ部三)

〔釋解〕リトレ土地ノ形狀チイフ即チ先前ノ所有者ノ仕置キ又ハ任セタル形狀ノコトナリ○ムーロン「デスチナシオン、ザッペル、ド、ファミッ」トハ二箇ノ地面チ有スル一ノ所有者其一ツノ地面チ他方ノ用ニ供セント取極メタル或ル所置チイフ此二箇ノ地面一人ノ所有ニ屬スルトキハ其極メハ未タ「セルウィチュード」即チ地役タルコトナシ然ルニアルヘシ此場合ニ於テハ其取極メハ一人ニテ自亦賣買相續等ノコトニテ其地面ノ甲乙各自ノ所有タ

由ニ所置スルヲ得サルニ付キ其極メハ即チ眞ノ地役ト爲ルナリ故ニ其物品二八ノ所有ト爲リタルトキノ形狀ニテアルモノト雙方必得居タルモノト法ニテ之ヲ想像スルナリ法ニ「デスナシオン、ヂッ、ベル、ド、ファミウ」ハ證書ノ價アリトイヘルハ即チ之ヲ指スナリ其價アリトハ取極メニ由リテ地役ノ成立セタルコヲ想像スルナイフ

〔參照〕由用方不動產ハ(民)五一七、五二二以下、(訴)五九二、取極ノ由用方地役ハ(民)六九二ヨリ六九四マテ、

Désuétude.

〔本義〕羅何ノ「デジュエチュッド」ヨリ出ッ「デジュエチュッド」ハ「ド」ト

迭聚埃柱杜（デジュエチュッド）

委癈（ディエチュッド）

蝶黜 咊

「ジュエチュッド」ト合成セシモノニテ「ド」ハ前詞ナリ「ジュエチュッド」ハ「習ハセ」ノ義

〔釋解〕リトレ年月ヲ經ルニ由リテ慣習法律等ノ止ムヲチイフ○ダローズ慣習實行ノ間斷スルヲイフ故ラ法律ニ付テハ之ヲ實行セラレサルニ由リテ自ラ癈タレタルヲナリ

Détention.

デタンシオン

禁獄

握持

監禁

〔本義〕「デトニル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ共本羅何ノ「デチテレ」ヨリ出ッ「デチテレ」ハ「デ」ト「チテレ」ト合成

Dette.

負債

セシモノニテ「デ」ハ前詞ナリ「ナチレ」ハ「握キル」ノ義

〔釋解〕施體及ヒ加辱ノ刑ニシテ被罪人ノ自由ヲ奪フモノナリ即チ重罪人ニ擬抵スル禁錮ナリ○ダローズ物ヲ實際所持スルヿヲイヒ又時トシテハ法ノ禁シタル占有ヲイフ又「デタンシオン、プレウァンチウ」ハ(治)九一ノ三項、刑名前ニ於ケル被告人拘留ノ有様ヲイフ又「デタンシオン、アルビトレル」トイヘハ裁判ノ五項、一七、二〇、三六、四七、アルビトレルトイヘハ法ニ反シテ人ヲ拘留スルヿヲイフ

〔參照〕「デタンシオン、プレウァンチウ」ハ(治)九一ノ三項、刑名ノ「デタンシオン」ハ(刑)七ノ五項、一七、二〇、三六、四七、

〔本義〕羅甸ノ「デビトム」ヨリ出ツ「デビトム」ハ「返スヘキ物」ノ義

〔釋解〕結約ヲ爲シタル總テノ義務ヲイフ○ダローズ必ス償却スヘキモノナリ又「デト、パシウ」トイヘハ己レノ債却スヘキ金圓ナリ「デト、アクチウ」トイヘハ他ヨリ己レニ償却ヲ受クヘキ金圓ナリ又此第二ノ場合ニテハ「クレアンス」ト同義ナリ「クレアンス」ハ(人權ナリ)

〔參照〕普通ノ負債ハ(民)二二〇四、(訴)五五七、五五八、共通財産ニ付テハ(民)一四八二、贈遺ニ付テハ(民)九四五、九四七、相續ニ付テハ(民)七二四、八〇二、八七〇以下、一〇〇九、一〇一二、一〇二四、一二二〇以下、一四八九、收實權ニ付テハ(民)六一一、六一二、

Dévis.

ドウィ

仕様書

〔本義〕羅甸ノ「デ ウィゾ ム」ヨリ出ツ「デ ウィゾ ム」ハ「分タレタル」ノ義

〔釋解〕將來作スヘキ仕事幷ニ其仕事ノ代價ヲ巨細ニ記ルシタル覺ヘ書ナリ○バシッレ建築ノ語ニテ大工坊者石工立具屋等ノ其仕事ニ付テノ明細書ニシテ此明細書ニハ一切ノ建築ノ代價材料ノ性質建物ノ容積成功ノ日附遲延ヨリ生スル損害ノ償金等ヲ記スルモノナリ

〔參照〕(民)一七一一、一七七九、一七八七以下、

Dévolution.

デウォリゥシオン

歸屬

〔本義〕羅甸ノ「デ ウォリゥトゥス」ヨリ出ツ「デ ウォリゥトゥス」ハ「向ヒ環ル」ノ義

〔釋解〕「アトリビッシオン」(歸屬)ノ屬スルノ意ナリ相續ニ付テハ那ノ續合ヨリ他ノ續合ヘ「デウォリッシオン」ヲ爲スヿナシ故ニ若シ一ノ續合ニノミ相續人アルトキハ其相續人ハ增加ノ權ヲ以テ其財產ノ全部ヲ併セ取ルヿヲ得ヘシ○バシッレ相續ノ事柄ニ關シテハ此語ハ「トランスミシオン」(遷移)ノ意ニ用ユ故ニ父系又ハ母系ノ一方ニ血屬ノナキトキハ其無キ系ヨリ他ノ系ヘ「デウォリッシオン」ヲ爲スヿナクシテ死去シタル私生子ノ相續ハ其子ヲ公認シタルト否トニ拘ハラス其父又ハ母ニ「デウォリッシオン」ヲ

爲ス

〔參照〕(民)七三三、七三四、七五五、

ザ ファマシオン

誹謗

Diffamation.

〔本義〕「ザ ファメ」トイフ動詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅甸ノ「ザ ファマ レ」ヨリ出ツ「ザ ファマ レ」ハ「ザ」ト「ファマ レ」ト合成セシモノニテ「ザ」ハ「切去ル」ノ義「ファマ レ」ハ「名譽」ナリ

〔釋解〕他人ノ面目或ハ名望ヲ妨クヘキ程ノ性質ノ事柄ヲ撥キ又誣ユルヲイフ○バッシレボルリ氏云眞僞ニ拘ラス人ノ恥辱タルヘキヲ流布スルヲナリ千八百十九年五月五日千八百二十二年三月二十五日ノ法律ニテ之ヲ禁シ之ヲ罰セリ「ザ ファマシオン」ノ成立ツニハ左

ノ條件アルヲ要ス第一定リタル事柄ヲ撥キ又ハ誣ルヿ第二此事柄ハ誣ヒラレ又ハ撥カレタル人ノ面目榮譽ニ妨害ヲナスヘキ性質ノモノ爲ルヿ第三此撥キ又誣ヒハ故意アリテ害ヲ加フルノ企テニテ爲シタルヿ第四法ニ定メタル公ニスルノ情實ノ備リタルヿ

〔參照〕千八百十九年五月ノ十七日ニ定メタル出版條例一三以下、

遷延乃

Dilatoire.

ザ ラトアル

〔本義〕羅甸ノ「ザ ラトリッス」ヨリ出ツ「ザ ラトリッス」ハ形容詞ニテ非初メ「ザ ラシオネム」トイフ名詞ナリ「ザ ラシオネム」ハ「ザ」ト「ラシオネ」ト合成セシモノニテ「ザ」ハ遠サカルノ

意ヲ示ス前詞ナリ「ラシテ」ハ「送ル」ノ義「ギラシオテ」ハ
即チ「他時ヨ移ス」ノ意ナリ
〔釋解〕時日ヲ遷延スルヲイフ○ハシレ訴訟ノ吟味又其
裁判ヲ遅延セシメ～キ總テノ事ヲイフ

エクセプシオン・ギラトアル

Exeption dilatoire.

遷延乃申立

〔本義〕ニノ部三〇
〔釋解〕同上
〔參照〕(訴)一七四、

ディリマン

Diriment.

障礙

〔本義〕ノエル羅甸ノ「ギリマンス」ヨリ出ツ「ギリマンス」ハ

「破滅」ノ義
〔釋解〕故ニ礙或ハ妨礙アルノ謂ヒナリ

アンペーシメン 唵珀咬 成蠶 呼 地哩蠶 吁 施安 喞丹

Empêchements diriments.

障礙

〔本義〕「アンペーシメン」ハ「アンペーセ」ト
タル名詞ニシテ「アンペーセ」ハ「妨害スル」ノ義
〔釋解〕甚シキ、障害ナリ此障害アル婚姻ハ決シテ成立ス
ルヲ得サルモノトス

ディスクリマン

Discernement.

辨別

〔本義〕「ギセルネ」トイフ動詞ノ變シタル名詞ナリ共本羅
甸ノ「ギセルチレ」ハ「分ツ」又「祝分ツ」

ル」ノ義

〔釋解〕是非善惡ヲ辨別スル力ナリ法ニ於テ罪ヲ犯スモノアリト雖モ其辨別アル能ハサルモノハ之ヲ刑セス」

〔參照〕(治)三一四〇、(刑)六六ヨリ、六九マデ、

ヂスクレシオネル

專斷ノ

Discrétionnaire.

〔本義〕羅甸ノ「ヂスクレシオネム」ヨリ出ツ「ヂスシレシオネム」ハ「ヂセルネレ」ヨリ出ツ「ヂセルネレ」ハ上ニ見ユ

〔釋解〕他ノ見分ケニ任セ又他ノ所置ニ任セルヲナリ

專斷ノ權

Pouvoir discrétionnaire.

〔本義〕「プーウォアル」ハ「權力」ナリ

〔釋解〕專ラ裁判官ノ意ニ任セテ用ユルヲナ得セシムル權力ヲイフ

〔參照〕(治)二六八ヨリ二七〇マデ、

ヂスキッシオン、ド、ビアン

財產ノ取調

Discussion de biens.

〔本義〕「ヂスキッシオン」ハ「ヂスキッテ」トイフ動詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅甸ノ「ヂスキッテレ」ヨリ出ツ「ヂスキッテレ」ハ「討論スル」ノ義「ド」ハ「ノ」ナリ「ビアン」ハ「財產」ナリ

〔釋解〕法律ニテ義務者ニ許ルス所ノ便宜ニテ即チ或ル情實ニ由リテハ此義務者ニ何等ノ財產又ハ何等ノ人ニ對シテ最初ノ訴ヲ爲スヘキヤヲ指示スヲ得セシム

ル所ノ便宜ナリ保證人ハ先ツ主タル義務者ノ「ヂスキッシオン」ヲ爲スコヲ非サレ
テ」即チ吟味セラレンコヲ願フヲ得ヘシ幼者又ハ受禁
者ニ付テハ先ツ其動產ノ「ヂスキッシオン」ヲ爲スコヲ許サス○リトレ
ハ其不動產ヲ拿住シ之ヲ賣却スルヲ許サス○リトレ
法律語ニテハ義務者ニ辨濟セシムルタメニ共財產ヲ
穿鑿シテ而メ辨濟ヲ充テシムルコヲイフ「ペヂフィス、ド、
ヂスキッシオン」トイヘハ保證人ニ許ルシタル權利ニシ
テ保證人ハ之ニ由リテ主タル義務者ノ先ツ訴ヘラレ
ンコヲ願フヲ得ヘシ

〔參照〕隨意ノ保證ニ付テハ(民)二〇一九以下、裁判上ノ保
證ニ付テハ(民)二〇四三、外人ノ財產ヲ所持ス
ルモノ、財產取揚ケニ付テハ(民)二一七〇、二一七一、幼

年又ハ受禁者ノ財產取揚ケニ付テハ(民)二二〇六、二二
〇七、買戻ニ付テハ(民)一六六六、

五〇 Dispositif.

ヂスポゼ

斷案

〔本義〕「ヂスポゼ」トイフ動詞ヨリ出ツ「ヂスポゼ」ハ「ヂス」ト
「ポゼ」ト合成セシモノニテ「ヂス」ハ前詞ナリ「ポゼ」ハ「置ク」
ノ義

〔釋解〕裁判ノ一部分ニシテ裁判官ノ判決ヲ與ヘタル所
ノモノヲイフ即チ其裁判ノ「ヂクトゥム」(古法語ニテ「ヂス
ポゼサフ」ニ同シ)ナリ

〔參照〕(訴)一四一、

五一 Dissolution.

ヂソリッシオン

解止

〔本義〕「ザ スードル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ其本羅甸ノ「ザソルベレ」ヨリ出ッ「ザソルベレ」ハ「解ク」ノ義」

〔釋解〕契約ノ消滅ナリ○パシッレ結約者雙方ノ意ヨリ出テ又ハ推定セル事件又ハ不意ノ事件ヨリ出テ契約ノ消滅スルコトイフ會社ノ契約ハ定期ノ盡クルニ依リ又ハ社員ノ死去又ハ分散破産ニ依リ及ヒ契約ノ期限ヲ定メサルトキハ社員中ノ一人又ハ數人ノ意見ニ依リテ消滅スヘシ婚姻ハ昔時ハ夫婦中ノ天然ノ死又ハ准死又ハ別居又ハ財產ノ分別ニ依テ消滅セシト雖ニ今日ハ夫婦中ノ天然ノ死ニ依ラサレハ消滅セス

〔參照〕共通財產ニ付テハ(民)一四四一以下、婚姻ニ付テハ

(民)二二七、二二八、民事ノ會社ニ付テハ(民)一八六五以下、三九、四〇、四三、四五、四六、商法ノ會社ニ付テハ(商)一八、

ザストラクシオン Distraction.

除去

〔本義〕「ジストレル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅甸ノ「ザストラエレ」ヨリ出ッ「ザストラエレ」ハ「引抜ク」又「分ッ」ノ義

〔釋解〕漸ニ配當ヲ爲スタメニ物ヲ分チ去ルコトナリ

ザストラクシオン、ド、デパン Distraction de dépens.

訴訟入費ノ除去

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「デパン」ハ訴訟入費ナリ(本部二九)

〔釋解〕多數ノ費用ヲ立替ヘタル代訟人ヘ割賦スルタメ

ニ裁判言渡ノ全部中ヨリ之ヲ引分クルヲイフ○ハ
シッレ「ギストラクシオン、ド、デバン」ハ訴訟ニ勝チタル代
訟人ノ得ルモノニシテ其代訟人ハ此「ギストラクシオ
ン」ニ依リテ曲者タル其相手方ニ對シ己レノ名ニテ訴
訟費用ノ辨濟ヲ訴フルノ權ヲ得ヘシ「ギストラクシオ
ン」ハ裁判言渡ニ依リ且代訟人ヨリ其前拂ヒヲ斷言ス
ルニ非サレハ言渡スヲ得サルナリ又「ギストラクシオ
ン」ノ裁判言渡アリト雖モ代訟人ノ其雇主ニ對スル訴
ニ就テハ更ニ其効ヲ有スルヿナシ

ドマンド、アン、ギストラクシオン

除去ノ願

〔本義〕「ドマンド」ハ「願」ナリ「アン」ハ「ニ テ」ナリ

〔釋解〕拿住物件ノ全部又ハ一部ニ付テ「ギストラクシオ
ン」ノ願ヲ爲スヿナリ○ハシッレ外人ノ共己レニ屬スル
物件ヲ擔利者ニ於テ之ヲ其義務者ノ所有物ナリト認
メテ拿住シタルトキ之ヲ競賣中ニ加ヘシメサルタメ
ニ外人ヨリ裁判所ニ出ス所ノ願ナリ

〔參照〕費用ニ付テハ(訴)一三三、拿住物件ニ付テハ(訴)七二
七以下、(商)二一〇、

ギストリビウシオン

分與

Distribution.

〔本義〕「ギストリビュエ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其
本羅甸ノ「ギストリビュエレ」ヨリ出ツ「ギストリビュエレ」ハ
「許シ與フル」ノ義

〔釋解〕リトレ義務者ノ拿住ヨリ生スル金額ヲ各權利者中ヘ分配スルヿナリ又「ヂストリビュシオン、パル、コントリビュシオン」ノ語アリ(セノ部八八「コントリビュシオン」參看)

ヂウェルチスマン
Divertissement.

竊取

〔本義〕「ヂウェルチル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅甸ノ「ヂウェルテレ」ヨリ出ツ「ヂウェルテレ」ハ「回ラス」ノ義

〔釋解〕「デッールヌマン」(己レノ物ト爲サンタメ他ノ物ヲ竊カニ取ルヿイフ)ナリ

〔參照〕(民)一四七七、

ヂウィジビリテ
Divisibilité.

得分

〔本義〕「ヂウィゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「ヂウィゼ」ハ「部分スル」ノ義

〔釋解〕分割スルヿヲ得ヘキヿイフ義務ニ分割ヲ做得ヘキモノアリ分割スルヿヲ得ヘカラサルモノアリ(オノ部一「オブリガシオン」參觀)分割ヲ爲シ得ヘキ義務トハ義務ノ本タル物ノ性質分割スヘキモノニ付テイヒ分割ヲ爲シ得ヘカラサル義務トハ其物ノ性質分割ヲ爲シ得ヘカラサルモノニ付テイフ

〔參照〕得分義務ハ(民)一二一七以下、分得義務ノ效ハ(民)一二二〇以下、不得分義務ノ效ハ(民)一二二二以下、質及ヒ不動產質入ハ(民)二〇二三、二〇九〇、書入

ハ(民)二一一四、時效ハ(民)二二四九、地役ハ(民)七〇〇、連帶
ハ(民)一二一三、

五六 Divorce. ザウォルス 離婚

〔本義〕羅甸ノ「ザウォルチオンム」ヨリ出ツ「ザウォルチオンム」ハ「ザウォルテレ」ヨリ出ツ「ザウォルテレ」ハ「轉覆」ノ義

〔釋解〕夫婦ノ一方又ハ雙方ヨリ其情願ニ依リテ爲シタル婚姻ノ消解チイフ方今佛國ノ法ニテ「ザウォルス」ハ廢止セリ

〔參照〕(民)二二九以下、(訴)八八一以下、

五七 Dol. ドル 詐欺

五八 Domicile. ドミシル 住所

〔本義〕羅甸ノ「ドミシリオム」ヨリ出ツ「ドミシリオム」ハ「ドミス」ヨリ出ツ「ドミス」ハ「家」ナリ

〔釋解〕人ノ家チ設ケテ家務チ取扱フ所ノ場所チイフ尤「ドミシル、レエル」ノ外ニ「ドミシル、エリッ」及ヒ「ドミシル、ポ

〔本義〕羅甸ノ「ドリッス」ヨリ出ツ「ドリッス」ハ「詐カス」又「欺ク」ノ義

〔釋解〕他人チ害スルノ主意ニテ用サタル總テノ僞リノ所行チイフ

〔參照〕(民)一一一六、一一一七、一一五〇、一一五一、一三〇四、一三五三、

リサク」ノ如キ假定ノ住所アリ此二種ノ住所ハ共ニ一ト通リノ届ニ依テ成ルモノナリ○ダローズ法律ノ見ル所ヲ以テ此法律ヲ當テントスルニ付キ其人ノ在リト推測セラルヽ所ノ法律上ノ居所ナイフ故ニ「ドミシル」ハ全ク法律上ニ定メタル無形ノ物ナリ民法ノ法文ニ記スルモノモ亦如此キ趣意ナリ即チ民法百二條ニ「ドミシル」ハ主タル家ノ場所ニ在リトイフモノ是ナリ是ニ由テ法律ノ指ス所ノ趣意有形ノ場所ニ非ラサルヲ知ルヘシ又實際用サル所ノ意味ニテハ人其事務ヲ扱ヒ其利益ノ中心ヲ据ヘタル所ノ場所ナイフ亦時トシテハ訴訟法七百八十一條治罪法八十七條刑法百八十四條ノコトキハ「ドミシル」ト「レジダンス」即「ドムール」

トヲ混スルモノヽコトシ「レジダンス」ハ有形ノ事柄ニシテ或ル場所ニ現在スル所ヨリ立テタル語ナリ「ドミシル」ハ住所人必ス其所ニ現在セズト雖トモ必ス有ルモノトス「レジダンス」ハ居所ナリ(エルノ部三七)

Domicile réel.

ドミシル、レエル

〔本義〕「レエル」ハ「實ノ」ノ義

本住所

〔釋解〕「按」「ドミシル、フィクチフ」ト對スルモノシテ眞ノ住所ナイフ

Domicile fictif.

ドミシル、フィクチフ

〔本義〕「フィクチフ」ハ「假定ノ」ノ義

假住所

〔釋解〕「按」其ノ住所ニ非ラサルモノニシテ假リニ定メテ住所ナリトスルモノヲイフ即チ「ドミシル、エリウ」「ドミシル、ポリチク」ノ如キ是レナリ

トミシル、エリウ

Domicile élu.

撰定住所

〔本義〕「エリウ」ハ「エリル」トイフ働詞ノ過去分詞ニシテ「撰ミタル」ノ義

〔釋解〕リトレ此語ハ「ドミシル、レエル」ニ對スルモノニシテ法律上ノ所爲ヲ行フニ付テ指定シタル住所ヲイフ

ドミシル、ポリチク

Domicile politique.

國事上ノ住所

〔本義〕「ポリチク」ハ「國事ノ」ノ義

〔釋解〕リトレ人其國事上ノ權利ヲ行フ所ノ場所ヲイフ凡ソ佛蘭西人タル者ノ「ドミシル、レエル」ヲ有スル州中ニ在リ然レニ他州ニ之ヲ變換スルヲ得ヘシ

〔參照〕一般ニハ住所ハ(民)一〇二以下、(訴)二、五〇、五九、六九、四二〇、婚姻ニ付テハ(民)七四、一六五ヨリ一六七マテ、失踪ニ付テハ(民)一一五、提供ハ(民)一二五八ノ六項、一三六四、辨濟ハ(民)一二四七、相續ハ(民)七八四、七九三、一〇〇〇、刑事ノ訴ニ付テハ(治)九一、

ドミナン

Dominant.

主領

〔本義〕「ドミヲ子」トイフ働詞ノ變シタル形容詞ナリ其本雛

何ノ「ドミニッス」ヨリ出ツ「ドミニッス」ハ「君主ナリ因テ人ヲ支配スル」ヲ「ドミナン」トイフ又法律語ニテハ「在上ノ」ヲ「ドミナン」トイフ

(釋解)上ユアル事「支配スル事」ヲイフ

フォンドミナン

Fonds dominant.

主領地

(本義)「フォン」ハ「土地」ナリ(ニフノ部一二)

(釋解)「セルサヤッド」(地役ナリヱスノ部一一)ニ付テ「フォンドミナン」トイヘハ「セルサヤッド」ノ權ヲ有スル者ノ土地ヲ又義務ヲ負フ者ノ土地ヲ「フォンセルサヤン」(供役地トイフ

ドマジ

Dommage.

損害

(本義)此語出處詳ナラス或ハ羅何ノ「ドマレ」ヨリ出シモノカ「ドマレ」ハ害ヲ生スルノ義又或ハ目耳毀ヨリ出シモノカ何ントナレハ「アシグロサシシ」(地名ニ「ドムレ」ト云フ處ニ依レル自係凡ソ己レノ過失ニ獨リ償ハサルヘカラス之ヲ被シムルトキハ己レノ事ヲ(損害ナリ)ノ意又ハ「アレレッギス」(損ト失ヒノ意又ハ「アレレッギス」(損

ラ爲シタル所行即チ、己ノ等閑卒爾ヨリ生シタル損害ニ付テ責メニ任スルノミナラス己レノ看守スル所ノ者ノ過失ヨリ生シタル損害ニテモ皆共責メニ任セサルヘカラス己レノ所有スル所ノ獸類ニ付テモ亦然カリ

ドマジッ、エンテレ
Dommages-intérêts.
償金

〔本義〕「エンテレ」ハ「利益」ナリ（イノ部二一）

〔釋解〕己レノ受ケタル「ドマジッ」ニ付キ取ルヲ得ヘキ償金ナリ「アプレシアシオン、ド、ドマジッ」（損害ノ量定ナリアノ部七一）及ヒ「ドマジッ、エンテレ」ノ「リキダシオン」（精算ナリ、エルノ部一〇）ハ裁判官ノ見込ミニ任カス

〔參照〕民事ニ於テ犯罪及准犯罪ニ付テハ（民）一三八二以下、一九五三、刑事ニ付テハ（治）一、（刑）四三四以下、償金ニ付テ應與義務ヨリ生スルモノハ（民）一一三六、應爲義務ヨリ生スルモノハ（民）一一四二以下、義務ヲ執行セサルニ付テハ（民）一一四六以下、償金ノ精算ハ（訴）一二八、五二三以下、

ドン
Don.
贈與

〔本義〕羅甸ノ「ドノム」ヨリ出ツ「ドノム」ハ「報酬ヲ謀ラスシテ人ニ施予スル」ノ謂ヒナリ○ソメル「ドン」ハ唯一般ニ物ヲ與ヘルトイフ意ヨリ立テタル語「ドナシオン」ハ公ケノ書面ヲ以テ明白鄭重ナル式ヲ以テ爲シタル契約

ニテ其ノ意ヨリ立テタル語ナリ

〔釋解〕バシレ一般ニ「リベラリテ」(施予ノ意)ノ總テノ種類

ドンコロンパブル

汚穢ノ贈與ノ部

Dons corrompables.

〔本義「ドン」ト「コロンパブル」ト組合セシ熟語ニテ爲サシムルノ義(モノ部九四ノ「コロンパブル」ハ「其良心ニ反シテ爲サシムル」ノ「コロンパブリオン」參看)

〔釋解〕裁判官ナシテ其良心ニ反シテ裁判ヲ爲サシムルノ「ドン」ナリ○ダロー[ズ]官吏ヲ爲サシテ其良心ニ反シテ贈リタルノ「ドン」(贈與)

ドンマニュエル

手授ノ贈與

Dons manuels.

〔本義「マニュエル」ハ「手ナリ

〔釋解〕證書ナシ手ヨリ手ヘ渡ス動産物ノ贈遺ナリ○バシレ此「ドン」ハ唯手ヲ以テ物件ヲ引キ渡スノミニシテ別段其ノ要セサルモノナリ但引渡シヲ非サル動産ハ「ドン」マニュエルノ如ク其ノ生者中ノ「ドン」ナシヲ以テ之ヲ贈リタルノ「ドン」(贈與)ノ規則ニ循フルニ凡取戻之ヲ爲サシムルハ此限リニ非ス但商舶無體用

Dons mutuels.

〔本義〕「ミッナッエル」ハ「雙方ノ」ノ義

交互乃贈與

〔釋解〕所有權ニ付キ夫婦相互ニ爲シタル贈與ナイフ○パシッレ廣キ意ニテハ何人ニ限ラス總テ雙方互ニ爲ス贈與ナイフ然ヒ特別ノ意味ニテハ夫婦婚姻間ニ於テ公證人ノ爲シタル同一ノ證書ニテ夫婦ノ間先ッ死シタルモノヽ相續ニ就キ其生キ殘リタルモノ其中ニ就テ我分ヲ取ル約束ナイフ

ドナシオン、ミッナッエル

Donation.

〔本義〕「ドン」ニ同シ

贈與

〔釋解〕博キ意味ニテ之ナイヘハ贈遺スル者モ贈遺ヲ受ル者モ互ニ存生中ニテ爲セル贈遺又死者ヨリノ贈遺ヲモ兼テテイヘトモ多クハ生者中ノ贈遺ニ限リテイフナリ

ドナシオン、アントル、ヴィフ

Donation entre-vifs.

生者中贈與

〔本義〕「アントル」ハ「間」ナリ「ヴィフ」ハ「生キテ居ル者」ノ義即チ生者ノコトナリ

〔釋解〕贈遺者ハ之ヲ領承スル所ノ受贈者ノタメニ與ヘタル物件現在ニシテ且取戻スベカラサル仕方ニテ此物件ノ所有權ヲ離ス所ノ所爲ナリ

ドナシオン、アー、コーズ、ド、モル

Donation à cause de mort.

死亡ニ由レル贈與

〔本義〕「ア」ハ「ニ」ナリ「コーズ」ハ「原因」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ「モル」ハ死去ナリ

〔釋解〕ハシッレ贈遺者カ死去スルニ非サレハ效ヲ有スルヲ得サル贈遺ナイフ此贈遺ヲ受ケタル者ハ固ヨリ之ヲ領承スルナルヘシ然レモ假令ヒ物件引渡シヲ爲スアリト雖トモ之レヲ取戻スコトヲ得ヘシ此贈遺ハ民法ニ於テ全ク之レヲ禁シタリ

Donation testamentaire.

遺囑ヲ贈與

〔本義〕「テスタマンテル」ハ「遺囑」ナリ

〔釋解〕「按」遺囑ヲ以テ爲ス贈遺ニシテ單ニ「スタマント」トイフ異ナラス「テスタマント」ハ「遺囑」ナリ（テノ部五）

〔參照〕總則ハ（民）七一一、三九三以下、生者中贈遺ノ法式ハ（民）九三一以下、各種ノ規則中ニテ失踪ハ（民）一二三、尊屬ハ（民）七四七、四偶者中ノ一方ノ爲シタル贈遺ハ（民）一四〇五、夫ノ爲シタル贈遺ハ（民）一四二二、「コンセルマンオン」ハ（民）一三三九、一三四〇、分散ハ（商）四四六、五五七、五五八、婚姻シタル婦ハ（民）二一七、嫁資財產ハ（民）一五五五、一五五六、書入ハ（民）二一三五、幼者及ヒ受禁者ハ（民）四六三、五〇九、准死ハ（民）二五、畢生年金ハ（民）一九六九、拿住ハ（訴）五八一ノ三項四項、會社ハ（民）一八三七、拍賣ニ付テハ（民）二一八八、二一八九、外人ハ（民）一一二一、收實權ハ（民）六〇一、

嫁資

〔本義〕羅甸ノ「ドス」ヨリ出ツ「ドス」ハ希臘ノ「ドトス」ニ基キシモノニテ「ドトス」ハ「與ヘタル」ノ義

〔釋解〕婚姻中婦ノ一切ノ「アポルテ」(醵集物ナリアノ部六九)ナリ故ニ「ドー」ハ婚姻ヲ結ヒタルトキノ總テノ取極メニ循フモノナリ「レジム、ドタル」(嫁資分括ノ方法)ニ於テハ「ドー」ニ別段ナル性質アリ此場合ニ於テハ嫁資分括ニ循ヒタル一切ノ財産ハ決シテ他ニ讓渡スヲ得ス但別段ノ約束アルトキハ此限ニアラス

〔參照〕普通ノ嫁資ハ(民)一五四〇、法律上ノ共有財産ハ(民)一四三八以下、一四四三、「アケ」ニ付テハ(民)一五〇二、共有財産ヲ離レタル財産ハ(民)一五三一、一五三五、嫁資分括

Droit.

法權

〔本義〕羅甸ノ「ヂレクタス」ヨリ出ツ「ヂレクタッス」ハ「ヂレレ

ノ方法ハ(民)一五四〇、一五四一、嫁資ノ組立ハ(民)一五四二以下、嫁資財産上ニ付テ夫ノ權利嫁資財産讓渡スヘカラサルコトハ(民)一五四九以下、嫁資返還ハ(民)一五六四以下、婦自身所持シテ支配スル財産ハ(民)一五七四以下、「アケ」ノ會社ニ關シテハ(民)一五八一、商八ニ關スル嫁資分括方法ハ(商)七、六九、七〇、書入ハ(民)二一三五、二一四〇、二一九三、取返ノ權ハ(民)九五二、贈遺取戻ハ(民)九六三、「シブスヤヤッシオン」ハ(民)一〇五四、賣買ハ(民)一五九五、

レ」トイフ働詞ノ過去分詞ニシテ「ヤレゼレ」ハ「指圖セラレタル」ノ義ボアソナド氏曰ク「ドロア」ハ羅甸ノ「ヤレクトム」ヨリ出ツ「ヤレクトム」ハ「曲ラサル」ノ義即チ國衆ノ率先シテ履ミ循フ所ノ直線ナイフ

〔釋解〕人ノ行狀ノ正キ規則ニ符合シタルモノヲ指シテイフ又規則ト爲シテ用ヰラルヘキ「ロア」(法)ナリエルノ部一三)ナリ又「ドロア」ハ人ノ利益又ハ其便利ノタメニ定マリタル事柄ノ上ニ附着シタルモノヲイフ○ムーロン法律ニテ人ニ許ス所ノ「ファキュルテ」(權力)即チ「アウヴンタジッ」(利益)ナリ此「ドロア、シウィル」「ドロアポリチク」即チ「ピュブリク」及ヒ「ドロア、シウィル」等アリ

ドロア、シウィル

Droit civil.

民法
民權

〔本義〕「シウィル」ハ「民事」ノ義ナリ

〔釋解〕パッシレ平人ノ身體財産幷ニ約束ニ關シテ共平民交互ノ管係及ヒ利益ヲ規則立ツル所ノ「ロア」ノ集リヲイフ政府ト共支配ヲ受クル所ノ人民トノ間ノ關係ヲ規則立ル所ノ「ドロア、ピュブリク」ト對シテ用サルトキハ之ヲ「ドロア、シウィル」ヲ分カチテ二種トス一ハ「ドロア、ペルソネル」一ハ「ドロア、レエル」ナリ「ドロア、ペルソネル」トハ人ノ身分及ヒ能力(丁年婚姻親權等)ヲ規定スル所ノモノナリ「ドロア、レエル」トハ人ノ財産ヲ規定スル所ノモノヲイフ○ムーロン「ドロアポ

リヤク」ニ對シタル「ドロア、シウィル」ハ「ドロア、プリウェ」(私法)ヨリ出ルモノナリ他人ニ對シテ私シノ關係ニ於テ行フ所ノ「ファキュルテ」ナリ例ヘハ所有ノ權父タルノ權賣買スルノ權相續ニテ財產ヲ得又ハ之ヲ他人ニ與フルノ權ノコトキ是ナリ

ドロア「クリミネル」

Droit criminel.

刑法

〔本義〕「クリミテル」ハ「刑事」ノ義ナリ

〔釋解〕國ト人民トノ平和安穩ニ對シ妨害スル犯罪ヲ釋解シ其犯罪ニ付テノ訟ヲ規定シテ刑名ヲ定メタル所ノ法ノ集リヲイフ

ドロア、ポリヤク

Droit politique.

國法

國權

〔本義〕「ポリヤク」ハ「國事」ノ義ナリ

〔釋解〕パシッレ「ドロア、ポリヤク」ハ又「ドロア、コンスチチュシオンネル」トイフ此語ハ近今用ヰ始メタルモノナリト雖モ其事柄ニ於テハ何國何時トモ有ラサルハナシ「ドロア、ポリヤク」即チ「ドロア、コンスチチュシオンネル」ハ國ノ建立政府ガ人民ノ上ニ有スル權利ノ制限及ヒ君權ニ參預スル國民ノ權利ヲ規定スル所ノ法ナリ〇ムーロン「ドロア、ポリヤク」ハ政府ト人民トノ管係ヲ規定スル所ノ「ドロア、コンスチチュシオンネル」ヨリ出ルモノナリ此「ドロア」ハ公ケノ權利ノ執行ニ參預スル「ファキュルテ」ヨ

依テ成ルモノニシテ概言スレハ立法司法行政部内ノ官吏ヲ撰擧シ又ハ撰擧セラルヽ、法律上ノ權ナリ

Droit civique.

ドロア、シウィク

公權

〔本義〕「シウィク」ハ又「ドロア、ポリチク」トイフ

〔釋解〕ブイエ「ドロア、シウィク」ハ「シトアイアン」即チ國士ニ非サレハ之ヲ有スルヲ得サルモノニシテ國法ヨリ出ルモノニシテ而メ公ケノ權利ニ參預シ即チ立法行法司法官吏ヲ撰擧シ又ハ之ニ撰擧セラルヽ、ノ權ニ由リテ成ルモノナリ

Droit de famille.

ドロア、ド、ファミウ

親屬ノ權

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ファミウ」ハ「親族」ナリ（エファノ部三）

〔釋解〕「按」親族ノ權ナリ

〔參照〕（民）五四三、法律ノ錯誤ハ（民）一三五六、二〇五二、法律主要ハ（訴）一四一、民權公權ハ（民）七以下、共劍奪ハ（民）一七以下、（刑）二一八、四二、四三、

エシアンジッ

Echange.

交換

〔本義〕「エ」ト「シアンジッ」ト合成セシモノニテ「エ」ハ「エス」ニ同シ「エス」ハ羅甸ノ「アキス」ヨリ出ツ「アキス」ハ「外ニ」ノ意ヲ示ス前詞ナリ「シアンジッ」ハ「交易」ナリ

〔釋解〕雙方ヨリ物ト物トヲ互ニ與フル契約ナリ○バシッレ「エシアンジッ」ハ「アリエナシオン」(移付ナリアノ部五一)ノ所爲中ノ一ニシテ賣買ノ如ク永諾ノミニテ成立ツモノナリ然ルモ賣買ト異ナル所アリ左ノ如シ其一ハ雙方ヨリ與フル所ノモノハ金圓ニ非ラスシテ必ス物品ナリ其二ハ雙方ノ結約者ハ各買主ニシテ各賣主ト看做

サルヘシ又「エシァンジュ」ハ贈與(「ドナシオン」デノ部六二)ト異ナリ各交換者ハ我ヨリ與ヘシ丈ケニ當ル物ヲ彼ヨリ受ケ取ルノ意ニシテ贈與ハ時アリテ互ニ之ヲ爲スコトアリト雖モ其贈遣者ハ我ヨリ與ヘタルモノニ必ス代フヘキ物ヲ彼ヨリ受ケ取ルノ意アルニ非ラサルナリ

〔參照〕其性質其効力ハ(民)一七〇二以下、共有財産ハ(民)一四〇七、附托ハ(民)一九三四、嫁資不動産ハ(民)一五五九、遺贈物ハ(民)一〇三八、

エクルー
入牢
Acte d' ecrou.
入牢、アクト、ド、エクルー
入牢證書

〔本義〕「エクルー」ハ其出處詳カナラス但羅馬ノ混季ニ至リ「スクロア」トイフ語アリ「スクロア」ハ「證書」(アノ部二七)ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ(日音)「ド、エクルー」ハ「デクルー」

〔釋解〕「エンカルセラシオン」(囚閉ナリイノ部七)ナリ又一般ニ「エンカルセラシオン」ノ調書ヲ指シ示ス爲メニ用非ル語ナリ而メ此調書ハ即チ「エクルー」ヲ證明スル書付ニ外ナラサルモノナリ○ハシッレ人ノ牢ニ入レラレシ月日其逃捕セラレタル原由其逃捕ヲ言付ケタル人ノ命令ヲ記スル所ノ「アクト」ナリ凡此法式ヲ缺クニ於テハ其禁錮ヲ無効ノモノトス何レノ拘留所ニモ皆「レジストル、デクルー」(入牢簿冊)アリ刑事ニ於テハ「アクト、デクルー」ヲ記スルモノハ牢屋番ナリ然レモ民事ノ債

債ノ禁錮人ノ「エクルー」ハ使吏之ヲ記シテ牢屋番之ニ手署ス○「按」「アクト、デクルー」モ唯證書ノ文字ヲ添ユルノミニテ單ニ「エクルー」トイフニ異ナラス○リトレ四人ノ氏名及ヒ其逃捕ノ原由ヲ記載シタル禁錮ノ簿冊ノ箇條ナリ

〔參照〕民事ニ付テハ(訴)七八九、刑事ニ付テハ(治)六〇八、

11 Effet.

エフェ

效力

〔本義〕羅伺ノ「エフィセレ」ヨリ出ツ「エフィセレ」ハ「エクスセレ」ト「ファセレ」ト合成セシモノニテ「エクスセレ」ハ前詞ナリ「ファセレ」ハ「爲ス」ノ義

〔釋解〕一ツノ原因ヨリ生シ來ル所ノ結果ヲイフ凡物原因ナキトキハ共結果顯ハルヘカラス

Effets civils.

エフェ、シウィル

民法上ノ效力

〔本義〕「シウィル」ハ「民事」ノ義

〔釋解〕法律ニ於テ許ルシタル一切ノ行爲又ハ義務ヲ作爲スルニ足ルヘシト法律ニテ認メタル一切ノ事件ニ法律ノ付與シタル結果ヲイフ○「パシッレ」例ヘハ婚姻ハ「エフェ、シウィル」トシテ夫タリ父タルノ權ヲ生シ匹偶者中ニテ共有財產ヲ生スルカ如キ是レナリ

Effet retroactif.

エフェ、レトロアクチフ

及既往效力

〔本義〕「レトロアクチフ」ハ「戻ル」ノ義(エルノ部四五「レトロ

アンサイテ」參看)

(釋解)過去ニ遡ルノ效カアル法律ハ概シテ過去ニ遡ル

ノ效ヲ有スルヲ常トス

參(悉)婚姻ニ付テハ(民)二五、一九四、一九八、二〇一、二一〇、二一一、

及既往效ハ(民)一一、(刑)四、

四 Effet.

手形財産 エフ

Effets de succession. 相續財産 エフ・ド・シュクセシオン

Effet mobiliers. 動産 エフ・モビリエ

Effets de commerce. 商用手形 エフ・ド・コメルス

Effets publics. 公債手形公債證書 エフ・ピュブリク

(本譯)「エフ」ハ前ニ見ユ「ド」ハ「ノ」ナリ「シュクセシオン」ハ「相續」

ナリ(ヨスノ部一一五)「モビリエ」ハ「動産」ナリ(ユムノ部一七

「コメルス」ハ「商賣」ナリ「ピュブリク」ハ「公ケ」ノ義

(釋解)「エフ」ハ即チ「ビアン」(財産ナリベノ部一一)「シャーズ」(物

ナリセノ部二五)「ケルール」(金錢其他價額アル物ナリ)ナ

リ「エフ・ド・シュクセシオン」ト云ヘハ總テ相續財産タル物即チ

一切ノ動産不動産ヲイフ「エフ・モビリエ」ト云ヘハ總テ「ムー

ブル」(動産ナリユムノ部八)タル所ノモノヲイフ然トモ

單ニ「エ フェ」トイヘハ「衣服及ヒ其他人ノ身體ヲ被フ布」ヲイフ又最モ廣キ意味ヲ取ルニテハ「エフェ」ト人權ヲ證明スル一切ノ證書ヲイヒテ「ビエ」ト同義ナリ「エフェド、コメルス」ハ商業中ニ於テ融通スヘキ一切ノ人權ノ手形ヲイフ所謂爲替手形及ヒ「ビエ、ア、オルドル」ハ即チ「エフェド、コメルス」ナリ又「エフェ、ビッブリク」トイヘハ官ヨリ融通爲サシムル一切ノ人權ノ手形ヲイフ

〔參照〕公債手形ハ(商)七二、九〇、(刑)一三九、

Effigie.

肖像

エクゼキッシオン、パル、エフィジ

肖像ニテノ執行

Exécution par effigie.

〔本義〕羅甸ノ「アフェンゼレ」ヨリ出ツ「アフェンゼレ」ハ「顯ハス」ノ義今「彫リ又書キタル人ノ像ヲ顯ハス事」ヲイフ「エクゼキッシオン」ハ「執行」ナリ(本部三四)「パル」ハ「依テ」ナリ

〔釋解〕肖像ナリ「エクゼキッシオン、パル、エフィジ」即チ「肖像ニテノ執行」トハ刑法ニ於テ闕席裁判ヲ以テ罪人ヲ罰スルトキニ爲ス事ナリ往古ハ犯人ヲ畫像ニ作リテ之ニ刑ヲ申渡セシコトアリシカ方今ハ肖像ニテノ執行ノ場合ニハ唯共犯罪言渡書ヲ粘揭スルノミナリ

〔參照〕(民)二、六、二七、(治)四七一、四七二、

Effraction.

エフラクシオン

損壞

〔本義〕羅甸ノ「エフランゼレ」ヨリ出ツ「エフランゼレ」ハ「破

ル、ノ義

(釋解)物ノ「アッ」(破壊ナッベノ部ニ七)チイフ盜罪ニ付テ

ノ「エフ」ラシシオン」ハ一ノ加重ノ狀情トス

(參照)刑三九三ヨリ三九六マデ、

エラルジスマン

Elargissement.

釋放

(本義「エラルシル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「エ」ハ前詞ナリ「エラルシル」ハ「エ」ト「ラルシル」ト合成セシモノニテ「エ」ハ「質キノ義

(釋解)囚人ヲ自由ナル地ニ置クナリ「エラルシル」ハ「質」ト「ラルシル」トノ合成ニテ「エ」ハ前詞ナリ「エラルシル」ハ「質キノ義

テ束縛ヲ免カレシムルノ行爲ナリ「エラルシル」ハ囚人ヲ釋放スルノ行爲ナリ「エラルシル」ハ囚人ヲ釋放スルノ行爲ナリ

イフ

ヘハ之ニ自由ヲ與フルノ行爲ナリ

自由ヲ與ヘル

(參照)民事ニ付テハ(訴四九ノ五項)七九四、七九八、八〇〇、

八〇二以下、婚姻シタル婦ニ付テハ(民一四二七、一五五、

八、再禁錮ハ(訴七九二)刑事ニ付テ不法ノ逮捕ハ(法六一

五以下、假リ釋放ハ(法一一三以下)確定釋放ハ(法一一三一、

二〇六、二二九、二三〇、三五八、

Election d'ami

埃列克孫杜弼爾顧問官璊(ダン)

(本義「エレクシオン」ハ羅甸ノ「エレクシオネム」ヨリ出ツ「エレクシオネム」ハ「撰」ト「ド」ハ「ノ」ト「アミ」ハ「朋友ト(日音)「ド、アミ」ハ「ダミ」

(釋解)モノ部ニ九「ヨミ」ノ所ニ見ヨ

エレクシオン、ド、ドミシル

Election de domicile.

住所ノ撰定

〔本義〕「エレクシオン」ハ前ニ見ユ「ド」ハ「ノ」ナリ「ドミシル」ハ「住所」ナリ（デノ部五八）

〔釋解〕「按住所ヲ撰ムコトナリデノ部五八「ドミシル、エリヲ」參看

〔參照〕其效力ハ（民）一一一、（訴）五九、六一ノ一項、

Emancipation.

埃漫西叭孫（マンシパシオン）（オアンスアン）（ウアン）安酸（ウアン）嚂

後見免除

〔本義〕羅甸ノ「エマンシペレ」ヨリ出ツ「エマンシペレ」ハ「エマンシペレ」ト「マンシペレ」ト合成セシモノニテ「エ」ハ前詞ナリ「マンシペレ」ハ「マンシパシオン」ノ正式ニ循テ寛ルノ義ナリ羅馬法ニ於テ「エマンシパシオン」ノ名ヲ下クシタル所

以ハ假定ノ「マンシパシオン」ヲ三回爲ストキハ父ノ權ヲ盡クシ終ルヘシ而メ此三回ノ「マンシパシオン」ニテ始メテ其身其財產ヲ處置スルノ權ヲ得ルヘシハナリ「マンシパレ」ハ「マンセプス」ヨリ出ツ「マンセプス」ハ「マコッス」ト「カペレ」ト合成セシモノニテ「マニッス」ハ「手」ナリ「カペレ」ハ取ルナリ即チ「手ヲ以テ取ル人」ノ義ニシテ「得者」ナイフ

〔釋解〕幼年者自ラ其身ヲ處置シ及其財產ヲ支配スル權ヲ得ル所以ノ「アクト」即チ所爲ナイフ

〔參照〕其効力ハ（民）四七六以下、商賣ノ所行ハ（商）二、三、後見人ノ計算ハ（民）四七一、贈遺ハ（民）九三五、取上ハ（民）二二〇六、法律上ノ享用ハ（民）三八四、損失ハ（民）一三〇五、代理ハ（民）一九九〇、分配ハ（民）八三八、八三九、九三五、（訴）九一〇、父

権 ハ(民三七二、

Emphythéose. 永小作人 エムフィテオジス

〔本義〕希臘ノ「アンフィテオジス」ハ「権利」ナリ

〔釋義〕永年ノ「バイ」貸借ナリ

力ヲ以テ或ハ其身薄地ヲ高燥ナル部ニ建築ヲ為シテ其地ヲ開拓シ以テ其貸主ハ此金高ニ至ルマデ毎年之ヲ取リ返スヲ得ヘシ尤モ此期限ハ普通ノ場合ニ於テハ借主ノ地面中ニ為スヘキ約束ニテ為スモノトス

Empoisonnement. 毒殺 アンポアゾヌマン

〔本義〕「アンポアゾヌ」ト云フ動詞ノ變シタル名詞ナリ「アンポアゾヌ」ハ「アン」ト「ポアゾン」ト合成セシモノナリ「アンポアゾン」ハ前詞ニテ「内ニ」ノ意「ポアゾン」ハ毒ナリ

〔釋義〕人ヲシテ死ニ至ラシムルニ足ルヘキ藥劑ヲ川サ

〔參照〕(刑)三〇一、三〇二、

Emprisonnement. 禁錮 アンプリゾヌマン

〔本義〕「アンプリゾヌ」ト云フ動詞ノ變シタル名詞ナリ「アンプリゾヌ」ハ「アン」ト「プリゾヌ」ト合成シモノニテ「ア

ン」ハ前詞ナリ「プリヴテ」ハ「牢屋」ナリ

〔釋解〕「エンカルセラシオン」囚閉ナリ（イノ部七）チイフ即チ人ノ自由チ奪フ事ナリ

〔參照〕懲治ノ刑ハ（刑）九ノ一項、二四、四〇、四一、違警罪ノ刑ハ（刑）四六四、四六五、

アンプラン
借受

Emprunt.

〔本義〕「アンプランテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本或ハ羅甸ノ「プロミサッオム」ヨリ出テタルモノカ尤モ此語ノ綴リニ於テ諸說一定セス「プロミサッオム」ハ「貸ス」ノ義今之ニ反シテ「借リ」チ「アンプラン」トイフ語理相屬セサルカ如シト雖モ伊太利ノ「エンプロンクソ」トイフ

ノ語モ同ク此「プロミサッオム」ヨリ出テ「借リ」ノ義ニ用サクリ

〔釋解〕「バシュレ」貸主ヨリ借主ニ金圓其他ノ物件チ貸與ヘ後ニ至リテ利息チ添ヘ又ハ之チ添ヘスシテ返却セシムル所ノ契約チイフ

〔參照〕幼者ノ求メニ付テハ（民）四五七、債却ニ付テハ（民）一二四九、

アンセル
拍買

Enchères.

〔本義〕羅甸ノ「アンカリアレ」ヨリ出ツ「アンカリアレ」ハ「アンカリッス」ト合成セシモノニテ「アン」ハ增スノ意チ示ス前詞ナリ「カリッス」ハ「重ンスル」又「愛スル」ノ義此愛スル

ノ義ヨリシテ「價チ出シテ買取ル」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕羅買ニテ物ノ値チ羅リ上ケ買フコトナリアノ部三四「アッザカシオン」參看

〔參照〕(民)一六八六、拍買ノ自由チ妨害スル罪ハ(刑)四一二、

アンクラウ

Enclave.

圍繞地

〔本義〕「アンクラウェ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「アンクラウェ」ハ羅甸ノ「アンクラウァル」ヨリ出ツ「アンクラウァル」ハ「アン」ト「クラウッス」ト合成セシモノニテ「アン」ハ前詞ナリ「クラウッス」ハ「釘」ナリ「アンクラウッス」ハ即チ「鎖ス」ノ意

〔釋解〕公道ニ往來スヘキ通路ナクテ四方ヨリ取圍マレタル土地チイフ此土地ノ所有者ハ法律ニ依テ隣地上

ニ通行ノ權チ有スルチ得ヘシ

〔參照〕(民)六五一、六五二、六八二、

アンドスマン

Endossement.

裏書

〔本義〕「アン」ト「ドス」ト合成セシモノニテ「アン」ハ前詞ナリ「ドス」ハ「脊」ナリ

〔釋解〕直チニ手形ノ脊面ヘ記載シタル人權移轉ノ證書ナリ其効ハ他ノ法式ナクシテ受取人ヨリ共記載チ目當ニ仕拂ハシムルニ在リ

〔參照〕(商)一三六以下、一六四、及ヒセノ部一九「シアンジッ」ノ所ニ見ユ

アンファン

Enfant. 孩子

Petit enfant. 孫

Enfant adoptif. 養子

Enfant adultérin. 姦通子

Enfant incestueux. 亂倫子

(本義)「アンファン」ハ羅甸ノ「エンファンテム」ヨリ出ツ「エンファンテム」ハ「エン」ト「ファリ」ト合成セシモノニテ「エン」ハ「不」ナリ「ファリ」ハ「話ス」ノ義即チ「話サヽル所ノ人」トイフ意「プチ」ハ「小」ノ義「アドプチフ」ハ「養子ノ」ノ義(本義「アドプシオン」ギルルテル」ニ同シ)「アヂルテレン」ハ「姦通ノ」ノ義(本義「アヂルテレン」ハ「姦通ノ」ノ義(本義「アヂルテル」ニ同シアノ部三七)「エンセスチュー」ハ「亂倫ノ」ノ義(本義「エンセスチュー」ハ「亂倫ノ」ノ義(本義「エンセスト」ニ同シアノ部八)

(釋解)未タ言フ迄ハサル人未タ娶年ニ至ラサル人チイフ又男子若クハ女子ノ其父若クハ母トノ續キ合ヒニ對スルトキニモ用サル語ナリ○リトレ其父母ニ對シテハ子ノ子チ「アヤ、アンファン」トイフ此意味ニテハ單稱ニ用ルフナシ○パシュレ天然ノ系統ニ由ラス唯法律上ノ假定ニ依リ法律ノ定メタル程式ニ從ヒ「アドプシオン」(養子ナリアノ部三六)チ以テ結合シタル子チ「アン

ファン、アドプチフ」トイフ○パシッレ「アザルテル」即チ姦通ニ由リ生レタル子チ「アンファン、アザルテレン」トイフ又「エンセスト」即チ亂倫ニ由リ生レタル子チ「アンファン、エンセスチュー」トイフ姦通及ヒ亂倫ハ固ヨリ不正ト雖トモ共生子ニ於テハ不正ナルコトナシ然トモ其子ハ家族中ニ算入セラルヽヲ得ス唯己チ生ミタル本人ニ對シ共養料チ請求スルヲ得ルノミ又此二子ハ公認セラルヽヲ得ス又後ノ婚姻ニ依テ正統ノ子ト爲サルヽヲ得ス又姦通及ヒ亂倫ノ子ノ親屬ハ決シテ此子ノ相續チ受クルヲ得ス共相續ハ此子ノ正統又ハ私生ノ子又正統ノ子及ヒ私生子ナキトキハ其四偶者若クハ政府ニ之チ歸スヘシ

Enfant légitime.

アンファン、レジチム

正統ノ子

〔本義〕「レジチム」ハ正當ノ」ノ義(エルノ部五)

〔釋解〕婚姻中ニ生レタル子チイフ

Enfant naturel.

アンファン、ナチュレル

私生ノ子

〔本義〕「ナチュレル」ハ「天然」ノ義

〔釋解〕婚姻外ニ生レタル子ナリト雖モ其父若クハ母又ハ父母共ニ法ニ循テ明カニ我子ナリト公認シタル者チイフ

Enfant abandonné.

アンファン、アバンドネ

棄兒

〔本義〕「アバンドヂ」ハ「委棄シタル」ノ義(アノ部一「アバンドン」參看)

〔釋解〕「捨」路上等ニ棄ラレタル子ナイフ

Enfant trouvé. アンファン、ツルーウェ

拾兒

〔本義〕「ツルーウェ」ハ「見出シタル」ノ義

〔釋解〕「捨」路上等ニ於テ拾ヒ取ラレタル子ナイフ

〔參照〕(民)三七一、三七二、七二五、子ヲ殺スコトハ(刑)三〇〇、幼兒ニ對スル罪ハ(刑)三四五以下、

Enquête. アンケート

證人吟味

〔本義〕「アンケリル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「アンケリル」ハ「穿鑿スル」ノ義

Epave. エパウ

紛失物

〔本義〕羅甸ノ「エキスパウィダス」ヨリ出ツ「ニキスパウィダス」

〔釋解〕證人ニ依テ證據ヲ取ル事ナイフ○バシュレ民事ニ於テハ一方ノ者ノ申立テタル事柄ニ付キ他ノ一方ノ者ノ之ヲ承引セサル時ハ證人ニ其事實ヲ聞糺ス事ナイフ刑事ニ於テハ之ヲ「エンフォルマシオン」トイフ

〔參照〕勅解裁判官ニ付テハ(訴)三四以下、民事裁判所ニ付テハ(訴)二五二以下、一〇三五、急速吟味ニ付テハ(訴)四〇七以下、

ハ「長ル」又「長慣シテ遠カル」ノ義本ト「獣類ノ蕩キ長レテ迷フ事ニ」用ヰタル語ナリ

〔釋解〕一切ノ無主物チイフ○リトレ迷ヒテ知レサル物ノ意ナリ又名詞ニ用ヰルトキハ失亡シテ要求者ノナキ物ナリ方今ハ共所有權ハ政府ニ屬ス又「エパウ、マリナム」トイヘハ海岸ニ打ナ寄セシ物チイフ又「エパウ、ドー」トイヘハ河中又ハ河岸上ニ於テ見出シタル物チイフ

〔參照〕(民)七一七、

エピゾオチ

Epizootie.

獣類傳染病

〔本義〕希臘ノ「エピ」ト「ゾオン」トヨリ出ツ「エピ」ハ「上ニ」ノ義

「ゾオン」ハ「獣」ナリ「同時ニ禍獣ノ上ニ傳染スル病」ナリ

〔釋解〕總テ獣類ノ傳染病チイフ

〔參照〕(刑)四五九ヨリ四六一マテ、

エプー

Epoux.

匹偶者

フウナウル、エプー

Futur époux.

訂婚者

〔本義〕「エプー」ハ羅甸ノ「スポンシュス」ヨリ出ツ「スポンシュス」ハ「スポンデレ」ヨリ出ツ「スポンデレ」ハ「許ルス」ノ義「フツナウル」ハ「未來ノ」ノ義

〔釋解〕夫及ヒ婦チ「エプー」トイフ「フツナウル、エプー」トハ共ニ婚姻セントスル者チイフ

（參照）婚姻前ノ諸規則ハ（民）一三八七以下、匹偶者ノ婚姻ノ契約ニ付テ爲シタル贈遺ハ（民）一〇八一以下、匹偶者ノ權利職分ハ（民）二〇三、二一二以下、匹偶者間ノ規則ハ（民）一〇九一以下、失踪ハ（民）一四〇、養子ハ（民）三四四、三六二、三六六、時效ハ（民）二二五三、證據集物ハ（民）八四九、封印ハ（訴）九三二、相續ハ（民）七二三、證據ニ付テハ（訴）二六八、（治）三二二ノ五項、夫婦間ノ賣買ハ（民）一五九五、夫婦ノ殺害ハ（刑）三二四、夫婦間ノ盜ハ（刑）三八〇、

1111 Equité.

エキテ

公平

（本義）羅甸ノ「アエキタテム」ヨリ出ッ「アエキタテム」ハ「平等」ノ義

（釋解）理義ニ適合スル所ノモノナリ〇リトレ各人ニ平等ナル部分ヲ與ヘ又ハ公平ニ各人ノ權利ヲ認ムルコトイフ又法律上ノ正理ニ對シテイフ天然ノ正理ナリ

1114 Escalade.

エスカラド

踰越

（本義）羅甸ノ「スカラ」ヨリ出ッ「スカラ」ハ「梯」ナリ又伊太利ニ「スカラレ」トイフ語アリ「スカラレ」ハ「梯ヲ攀チル」ノ義」

（釋解）門戸ニ由ラスシテ閉鎖セル場所内ニ入ルコトイフ盜ニ付テハ此「エスカラド」ハ一ノ加重ノ情狀ナリ

1115 Escroquerie.

エスクロクリ

詐僞取財

（參照）（刑）三九七、

〔本義「エスクロ」ヨリ出ツ「エスクロ」ハ亞耳曼ノ古語ノ「スキャルゴ」ヨリ出ツ「スキャルゴ」ハ「殺猪者」ナリ〕

〔釋解〕他人ノ財産ヲ自己ノ物ト爲スタメニ用キタル總テノ詐術ヲイフ

〔參照〕刑四〇五

一六 Ester en jugement.

エステアンジュジュマン

出訴スル

〔本義「エステ」ハ羅何ノ「スタレ」ヨリ出ツ「スタレ」ハ「立テ居ル」ノ義「アン」ハ「於」ナリ「ジュジュマン」ハ「裁判」ナリ（ジノ部六）

〔釋解〕裁判所ヘ出頭スルヿ即チ「出訴スル」ヿヲイフ○一

訴ヲ付キ防禦スルヲイフ即チ原告人ト爲リ又ハ被告人ト爲リ又ハ裁判所ニ出訴シ又ハ出

ト「レ」「エステアンジュジュマン」トハ裁判所ニ出頭スルヿヲイフ

人ト爲リテ裁判所ニ出ルヲイフ

一七 Etat.

エタ

身分

〔本義〕羅甸ノ「スタサス」ヨリ出ツ「スタサス」ハ「スタレ」ヨリ出ツ「スタレ」ハ「立テ居ル」又「定マリテアル」ノ義

〔釋解〕一般ニハ人或ハ物ノ現在スル所ノ位置ヲイフ

Etat civil.

エタ・シヴィル

民法上ノ身分

Actes de l' état civil.

アクト・ドゥ・レタ・シヴィル

民法上ノ身分證書

〔本義「シヴィル」ハ「民法上ノ」義「アクト」ハ「證書」ナリ（アノ部二七）「ド」ハ「ノ」ナリ「ル」ハ冠詞ナリ（口雪）「ルエタ」ハ「レタ」

二八

Eventuel.

偶然（エヴァンチュエル）

〔本義〕羅甸ノ「エヴァンチュス」ヨリ出ッ「エヴェヌマンシ」ト同シク「不意ニ來ル事」又「偶然ノ事」ノ義ナリ

〔釋解〕民法ニ關スル人ノ品位ナリ○「アクト、ド、レタ、シヴィル」トハ此品位ヲ定ムル所ノ總テノ證書ヲイフ即チ出生ノ證書、婚姻ノ證書、死去ノ證書ノコトキ是ナリ

〔參照〕民法上品位證書ハ(民)三四、以下、此證書ニ管係シタル犯罪ハ(刑)一九二以下、民法上ノ品位ハ(民)三一九ヨリ三二二マテ、夫婦ニ付テハ(民)一九五ヨリ、一九七マテ、品位ニ付テノ問題ハ(訴)八三、一〇〇四、品位ノ請求ハ(民)三二六ヨリ三三〇マテ、品位ヲ除去スルヿハ(刑)三四五、

二九

Eviction.

埃微克孫　畏地堌（エヴィクシオン　ウィクオン　ユオン）

〔本義〕羅甸ノ「エヴィンシオテム」ヨリ出ッ「エヴィンシオテム」ハ「エヴィンセレ」ヨリ出ッ「エヴィンセレ」ハ「ニ」ト「ウィンセレ」トヲ合成セシモノニテ「ニ」ハ「何ノ外トコ」ノ義「ウィンセレ」ハ「勝チテ外ニ出ス」ノ意ッ」ノ義「エヴィンセレ」ハ即チ「勝チテ外ニ出ス」ノ意

〔釋解〕權利ニ本キテ取ルヿチイフ若シ占有者其得タル物ノ全部又ハ一部ヲ「エヴィクシオン」ニ依テ奪却セラルヽトキハ占有者ハ所有權ナキ物ヲ己レニ讓渡シタル者ニ對シ其損害ノ訴ヲ爲スヿヲ得ヘシ

〔釋解〕不慥ナル異變ニ關スル所ノ事ナリ

〔參照〕(民)七九一、二一二五、

〔參照〕(民)一六二六以下、請人ハ(民)二〇三八、交換ハ(民)一七〇五、保證ハ(民)二二五七、分配ハ(民)八八四、八八五、會社ハ(民)一八四五、

Evocation.

繰揚（エヴォカシオン ユアン）

〔本義〕「エヴォケ」トイフ動詞ノ變シタル名詞ニシテ「エヴォケ」ハ羅甸ノ「エヴォカレ」ヨリ出ツ「エヴォカレ」ハ「呼フ」ノ意ニ用ユリ生シテ動詞ト爲リ「呼フ」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕下等ノ裁判所ニ爲シタル訴ヲ或ル狀情條件ニ從フテ上等ノ裁判所ヘ繰リ上ケシムル爲メ此上等裁判所ニ與ヘタル權ナリ

〔參照〕(訴)四七三、

Exception.

例外（エクセプシオン ユアン）

〔本義〕「エクセプテ」トイフ動詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅甸ノ「エクシペレ」ヨリ出ツ「エクシペレ」ハ「ニクス」ト「シペレ」ト合成セシモノニシテ「エクス」ハ「外トニ」ノ義「シペレ」ハ「取ル」ノ義即チ「取リテ外トニ置ク」ノ義ニシテ今「受ケ取ル」又「除キ去ル」ノ二樣ノ意味ニ用ユ

〔釋解〕總テノ本案ニ關セサル防禦方法ナイフ

Exceptions dilatoires.

遷延ノ申立（エクセプシオン、ヂラトアル）

〔本義〕テノ部四五「ヂラトアル」ノ處ニ見ユ

〔釋解〕ハシッレ或ル時間裁判ヲ遷延セシメントスル防禦

竣（エクゼキュトア）**尼色不孫**（エッスオン）**易損**（イウン）**璒**

方法ナリ

Exceptions d'incompétence.

エクセプシオン・ドゥ・エンコンペタンス

管轄違ノ申立

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「エンコンペタンス」ハ「管轄違」ナリ（イノ部一〇）（口音）「ドゥエンコンペタンス」ハ「デンコンペタンス」

〔釋解〕「被裁判所ノ管轄違ナルヲ申立テ其裁判ヲ拒謝セントスル防禦方法ナリ

Exceptions péremptoires.

エクセプシオン・ペランプトアル

訴權消滅ノ申立

〔本義〕「ペランプトアル」ハ纖續セスシテ消滅スルノ義「ペランプシオン」ニ同シ（ペノ部二一三參看）

〔釋解〕パンダン本案ノ裁判ニ至ラシメスシテ確定シテ訴訟ヲ屏ケシメントスル防禦方法ナリ

Exceptions préjudicielles.

エクセプシオン・プレジヅィシエル

豫斷ノ申立

〔本義〕ペノ部四三ニ見ユ

〔釋解〕同上

Exclusion de communauté.

エクスクリヅシオン・ドゥ・コミヅノー

共有ノ除去

〔本義〕「エンスクリヅシオン」ハ「エンスクリヅル」トイフ動詞ノ變シタル名詞ナリ共本羅甸ノ「エンスクリヅデレ」ヨリ出ツ

ツ「エクスクリッデレ」ハ「エクス」ト「シローデレ」ト合成セシモノニテ「エクス」ハ「外ト ニ」ノ義「シローデレ」ハ「閉ル」ノ義「外ニ置キテ戸ヲ閉ル」ノ意ニテ即チ「閉チ禁スル」「除去スル」ノ「エクスクリッジオン」トイフ「ド」ハ「ノ」ナリ「コンミッノーテ」ハ「共有」ナリ(セノ部四六)

〔釋解〕四偶者中ニテ約束スルヲ得ヘキ別段ノ方法ヲイフ○ブイエ四偶者共有財産ノ方法ニ依テ財産ノ分離「セパラシオン、ド、ビアン」(エスノ部七)ノ方法ニ依リ又ハ共有財産ノ方法ヲ用ユト雖モ共物件ノ幾分ハ之ヲ共有中ニ入ルヽヲ欲セサルヲ以テ共有ノ方法ヲ除去スル旨ヲ述ヘテ爲シタル別段ノ契約ヲイフ

〔參照〕(民)一三九二、一五二九以下、一五九五、後見人ニ付キ

テハ(民)四四二以下、(刑)三四ノ四項、四二、

エクゼキッツール、テスタマンテル

Exécuteur testamentaire.

遺囑執行者

〔本義〕「エクゼキッツール」ハ「エクゼキッテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅甸ノ「エクゼキットム」ハ「遂クル事」ノ義「テスタマンテル」ハ「遺囑」ナリ

(テノ部五「テスタマン」參看)

〔釋解〕遺囑者ヨリ其遺囑ノ執行ヲ管理スル事ヲ委任セラレタル人ヲイフ

〔參照〕(民)一〇二五以下、

エクゼキッシオン

Exécution.

執行

〔本義〕前ニ見ユ

〔釋解〕入費ノ精算及ヒ共入費ヲ得ヘキ取立ヲ爲スヲ必要トル許可ヲ記ルシタル書面ナリ

三五 Exécutoire.

執行書

エクゼキットアル

〔本義〕前ニ見ユ

〔釋解〕義務其他總テ必ス爲サシメラルヘキ事件ヲ成シ遂クルヲイフ

參照 民事上ノ所爲及ヒ裁判ハ(訴)一四六、五四五以下、代訟人ヲ付テハ(訴)一〇三ハ、相續人ハ(民)八七七、使吏ハ(訴)一〇三七、詐僞ノ申立ハ(訴)二四一、敬慢願ハ(訴)四九七、刑事裁判ハ(治)三七三七五以下、(刑)二五、二六、

Titre exécutoire.

執行證書

トル、エクゼキットアル

〔本義〕「チトル」ハ「證書」ナリ(テノ部一〇)

〔釋解〕即時執行スルヲ得ヘキ證書ナリ

三六 Exigibilité.

要求

エクシヂビリテ

〔本義〕「エクシゼトイフ」動詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅甸ノ「エクシゲレ」ヨリ出ツ「エクシゲレ」ハ「エクスト」ト「アゼレ」ト合成セシモノニテ「エクス」ハ「外ト」ノ義「アゼレ」ハ「推ス」ノ義今權利ヲ主張シテ物ヲ要求スルヲ「エクシゼ」トイフ

〔釋解〕義務ノ執行ニ付キ約束シタル期限ノ到來ヲイフ

エクスペヂアン

示談

〔本義〕羅甸ノ「エクスペヂレ」ヨリ出ツ「エクスペヂレ」ハ「エクスペヂス」及ヒ「ペヂス」ヨリ出ツ「エクスペヂス」ハ「外ニ」ノ義「ペヂス」ハ「脚」ナリ即チ「脚テ外トニ出ス」ノ意ニテ今宛カル」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕「シヤンデキスペヂアン」(シヤンヤン)ハ裁判ト雖モ即チ尋常ノ裁判上ノ契約ナリヨク成リタル裁判ニヨテ即チ第六部「エクスペヂアン」ノ裁判トイヘハ原被同意ノ裁判ヲ謂フ

エクスペヂシオン

公正副書

〔本義〕前ニ同シ

Expédient.

Expédition.

Expert.

Exploit.

〔釋解〕證書ノ公正ナルヲ謂フ

〔參照〕(訴)八三九以下、

エクスペール

鑒定人

〔本義〕羅甸ノ「エクスペルツス」ヨリ出ツ「エクスペルツス」ハ「エクスス」ト「ペルツス」ト合成セシモノニテ「エクスス」ハ過去ヲ示ス前詞「ペルツス」ハ「巧ミナル」ノ義

〔釋解〕「シヨリフイカシオン」(驗眞ナリシヨン)ハ第七部「エクスペルチ」(鑑定ナリ)ヲ爲スヲ任ヒラレタル人ヲイフ

〔參照〕(訴)三〇二以下、一〇三四、一〇三五、

エクスプロア

傳票

〔本義〕羅甸ニ「エクスプレクトム」トイフ語アリ「ニクスプレクテル」(戰功)「エクスプロア、ダンストリヴマン」(機械ノ功)ノ語ノ如キハ之ニ原因セシモノナリ然ルニ裁判上ニテ「エクスプロア」トイヘハ書面ノ一種ナリ故ニ共語理前後相屬セス或ハ曰ク「エクス、プラシト」ヨリ出ツト「エクス、プラシト」ハ「一種ノ書面」ナリト雖モ其音義穩當ナラス又カンジッ(國名)ノ語ニ「エクスプレトム」アリ「エクスプレトム」ハ書面ノ「副書」ナイフ是レ其意義ハ相通スト雖トモ文字ノ綴リニ於テ亦倫次ヲ失ヘリ因テ考フルニ此語ハ「エクス、プリカレ」ヨリ出テシモノナルヘシ故ニ「エクスプロア、ダン

ストリッマン」ノ意ヨリ來リテ裁判上ノ「エクスプロア」ノ意ヲ發スヘシ

〔釋解〕使吏ノ作リタル總テノ書面ヲイフ此書面ハ之ニ記スル所ノ事件ニ從ヒ諸權ノ名目アリ「アジツルヌマン」(呼出狀ナリアノ部八四)「アシニァシオン」(呼出狀ナリアノ部八四)「シクシオン」(呼出狀ナリセノ部二八)「コマンドマン」(執行命令書ナリセノ部四〇)「シニフィカシオン」(通知又送達書ナリエスノ部一三參看)ノ如キ是ナリ之ヲ總稱シテ「エクスプロア」トイフ此「エクスプロア」ハ執行事件ノミニ就テハ詐僞ノ訴アル迄ハ信用アルモノナリ又此書面ハ之ヲ二通ニ作リ共一通ハ本書コシテ常ニ使吏ノ手ニ在リ他ノ一通ハ寫書トイヒ一方ノ對手人

ニ送達スルモノナリ故ニ「エクスプロア」ハ其本書寫書
其ニ正確ノモノタラサルヘカラス
〔參照〕(訴)七一、一七三、一〇三〇、

埃勉波逝孫 逸奔琬
(エクスポジション イップオン シアン)

晒
Exposition.

〔本義〕「エクスポゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「エクスポゼ」ト合成セシモノナリ「エクス」ハ「外トニ」ノ義「ポゼ」ハ「置ク」ノ義「エクスポゼ」ハ即チ「外トニ露ハシ置ク」ノ意ナリ

〔釋解〕定マリタル時間公衆ノ目前ニ罪人ヲ置ク加辱ノ刑ナリ

エクスポジシオン、ド、パル
Exposition de part.

棄兒
〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「パル」ハ「新生ノ子」ナリ

〔釋解〕新生ノ子ヲ遺棄スルヲイフ

〔參照〕(刑)三四九以下、

エクスプロプリアシオン
引揚
Expropriation.

〔本義〕「エクスプロプリエ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「エクスプロプリエ」ハ「エクスプロプル」ト合成セシモノニテ「エクス」ハ「外トニ」ノ義「プロプル」ハ「本然」又ハ「固有」ノ義即チ「エクスプロプリエ」ハ固有物ノ外ニスル」ノ意味ニテ「本然ニ固有スル所ノ權利ノ外ニ其權利者ヲ追出ス」ヲ「エクスプロプリアシオン」トイフ

〔釋解〕法ニ依リテ所有者ヨリ其物ヲ引揚ルコトナイフ

Expropriation forcée.　エクスプロプリアシオン、フォルセ

強制引揚

〔本義〕「フォルセ」ハ「強ヒタル」ノ義

〔釋解〕人權者其義務者ノ不動産ヲ引揚ルニ付キテ有スル權ナリ

Expropriation pour cause d'utilité publique.　エクスプロプリアシオン、プール、コーズ、デュナリテ、ピュブリク

公用引揚

〔本義〕「プール」ハ「付キ」ノ義「コーズ」ハ「源因」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ「ユチリテ」ハ「便益」ナリ「ピュブリク」ハ「公ケノ」ノ義(日音)「ド、ユナリテ」ハ「デュナリテ」「ピュブリク」

〔釋解〕諸種ノ情實ニ由リ像メ相當ノ償金ヲ拂ヒ所有者

ノ物件ヲ引揚ルニ付キ政府ノ有スル權ナリ

〔參照〕(民)二二〇四以下、公用引揚ハ(民)五四五、

Extradition.　エクストラディシオン

本國引渡

〔本義〕「エクス」ト「トラディシオン」ト合成セシモノニテ「エクス」ハ「外ト」ノ義「トラディシオン」ハ「引渡」ナリ「エクストラディシオン」ハ即チ「外ニ引渡ス」ノ意ナリ

〔釋解〕重罪或ハ輕罪ニ付キ訴ヘラレタル者ヲ其本國ニ引渡スコトイフ

Extra-judiciaire.　エクストラジュディシエル

裁判外ノ

〔本義〕「エクストラ」ト「ジュディシエル」ト合成セシモノニテ「エ

クストラ」ハ「外ト」ノ義「ジッギシエル」ハ「裁判上」ノ意
〔釋解〕裁判所外ニ於テ爲シタル事チイフ「アクト、エクストラジッギシエル」トイヘハ訟廷外ニテ記シタル證書ニシテ必シモ裁判官ノ目テ經サルモノチイフ（アノ部ニ七「アクト」ノ處ニ見ユ）

エフノ部

Faillite.

法咳土（ファイヴ）　分散

姉（ファイ）

〔本義〕「ファイル」トイフ働詞ヨリ出テタル名詞ナリ「ファイル」ハ羅甸ノ「ファレレ」ヨリ出ツ「ファレレ」ハ「目的チ失フ」又「缺ル」又「誤ル」ノ意ナリ

〔釋解〕共債主ノ求メチ滿足スル能ハサルチ以テ拂方チ止メタル商人ノ形狀チイフ

〔參照〕分散ハ（商）四三七以下、分散伸告ハ（商）四三八以下、主任裁判官ハ（商）四五一以下、封印ハ（商）四五五以下、世話人ハ（商）四六二以下、世話人ノ職務ハ（商）四六八以下、貸高ノ調ヘハ（商）四九一以下、和解ハ（商）五〇四以下、五〇七以下、

集會ハ(商)五二九以下、連帶義務者及ヒ請人ハ(商)五四二以下、質取主ハ(商)五四六以下、普入及ヒ特權ノ貸主ハ(商)五五二以下、妻ノ權ハ(商)五五七以下、精算及ヒ賠償ハ(商)五六五以下、不動產賣拂ハ(商)五七一以下、取戻ハ(商)五七四以下、裁判ハ(商)五八〇以下、倒行ハ(商)五八四以下、復權ハ(商)六〇四以下、入札ハ(訴)五九、六九ノ七項、保證ハ(商)三四六、委托ハ(民)一二七六、婦ノ債主ハ(民)一四四六、普入登記ハ(民)二一四六、爲替手形ハ(商)一二一、一六三、商賣帳ハ(商)一四、期限ハ(民)一一八八、(訴)一二四、賣却ハ(民)一六一

三、

Falsification.

ファルシフィカシオン

贋造

〔本義〕「ファルシフィエ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「ファルシフィエ」ハ羅甸ノ「ファルシフィカレ」ヨリ出ツ「ファルシフィカレ」ハ「ファルシッス」ト「ファセレ」ト合成セシモノニテ「ファルシッス」ハ「詐僞」ナリ「ファセレ」ハ「爲ス」ノ義「ファルシフィカレ」ハ即チ「詐僞ヲ行フ」ノ意ナリ

〔釋解〕物或ハ書付ノ「アルテラシオン」(變造ナリアノ部五)ナリ○パシュレ不法ノ利益ヲ得ン爲メニ惡意ヲ以テ商買品ヲ變造スルコトイフ刑法第三百十八條第四百七十五條及ヒ第四百七十六條ニ此變造ノ事ヲ記セリ共他書付ノ「ファルシフィカシオン」貨幣ノ「ファルシフィカシオン」度、量、衡ノ「ファルシフィカシオン」等ノ區別アリ

〔參照〕(刑)四七五、四七六、

Famille.

ファミユ

親族

〔本義〕羅甸ノ「ファセリウス」ヨリ出ツ「ファセリウス」ハ「召使」ナリ「ファミユ」ハ古ヘ羅馬ニテハ一人ノ主人ニ使役サルヽ數名ノ奴隷ヲ總稱シテイヒ又佛國ノ古ヘニテハ大家ノ僕婢數名ヲ總稱シテイヘリ然ルに今ハ祖先ヲ同クシ血統ヲ同クスル凡テノ親族ヲイフナリ又其狹キ意味ニテハ父母及其子ノ天然ノ社會ヲイフ(バシュレニ據ル)

〔釋解〕同シ血筋ヨリ出ル親屬ノ集リヲイフ

Conseil de famille.

コンセイ、ド、ファミユ

親族ノ會議

〔本義〕「コンセイ」ハ「會議」ナリ(セノ部七一「コンセイ、ジッヂシ

ニル」參看)「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕一人ニテ己レノ事務ヲ取捌クヿ能ハサルモノヽ最モ近キ親族ノ集會ヲイフ○バシュレ治安裁判官ヲ議長トシテ無能力者ノ利益ヲ議シ及ヒ其身分或ハ其財産ノ所置ヲ謀ル爲メニ設クル所ノ親族又ハ故舊ノ集會ヲイフ

〔參照〕親族會議ハ(民)四〇五以下、(訴)八八二以下、失踪者ノ子ノ親族會議ハ(民)一四二、民生證書ハ(訴)八五六、登記ハ(民)二一四一、治産禁ハ(民)四九四、

Faute.

フォート

過失

〔本義〕羅甸ノ「ファルレレ」ヨリ出ツ「ファルレレ」ハ「目的ヲ失フ」

Faux.

虚偽（フォー）

（民一九九ニ）

（參照賠償ハ民一三八ニ）目錄相續人ハ（民八〇四）代人ハ

（釋解）眞實ニ反シタルトキハ故意ヲ以テ他人ノ損害ト爲ス目的ヲ以テ虚偽ノ行爲ヲ爲シタルトキヲ謂フ

（本義）羅何ノ「フォルシテ」ヨリ出ツ「フォルシテ」ハ「狡キ」ノ義

法律語ヨテハ人ヲ害スルノ意ナキ解怠又ハ不注意ヲ

（釋解）人ノ行フヘキ本分ヲ行ハサルヲ

「缺ケル」又「失錯スル」ノ義

Acte faux.

虚偽ノ證書（アクト、フォー）

（本義）「アクト」ハ「證書ヲ」ノ「フォー」ハ形容詞ニシテ詐偽ノ

義

（釋解）想像ヲ以テ造リ又ハ變造シタル證書ヲイフ

Faux incident.

附帶ノ虚偽（フォー、エンシダン）

（本義）「エンシダン」ハ附帶セリ（イノ部九

（釋解）民事訴訟中ニ述ヘル「エンスシリアシオン、ド、フォー」ト告白ノ虚偽セリトイフノ部一六）ヲイフ

Faux témoignage.

虚偽ノ擧證（フォー、デモアニアージュ）

偽證